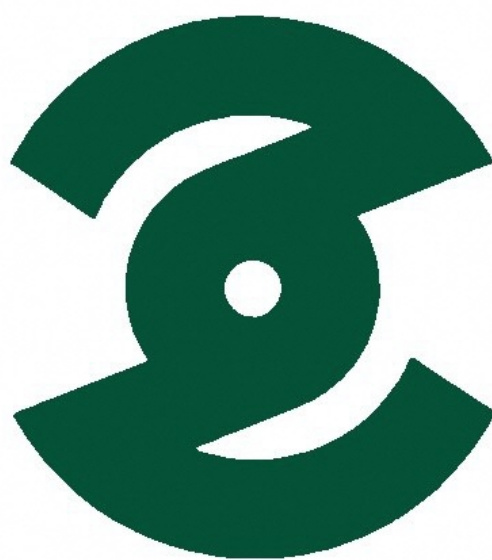


五戸町

地球温暖化対策実行計画

(区域施策編)



©東京ハイジ／五戸町

本計画は、(一社)地域循環共生社会連携協会から交付された 環境省 補助事業 である令和5年度(補正予算)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)により作成されました。

令和7年3月 五戸町

は じ め に

地球温暖化は、私たちの地域社会における日々の暮らし、そして未来の世代に大きな影響を及ぼす問題です。この課題に対応するため、本計画では、エネルギー消費削減の促進、再生可能エネルギーの推進、総合的な地域の温暖化対策の強化など、具体的な取り組みを明記しております。これらの目標を達成するためには、地域の皆さま一人ひとりのご協力があって初めて実現できるものです。生活の中における小さな取り組みの積み重ねが、社会全体として大きな成果をもたらすことを確信しております。

私たちは本計画を通じて、住民、企業、そして地域社会全体が一丸となり、持続可能な社会を築くことを目指します。未来の子どもたちに豊かで美しい自然環境を手渡すために、皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご議論、ご意見をいただきました五戸町地球温暖化対策推進協議会委員の皆さま、貴重なご意見をいただきました住民・事業者の皆さま、並びに本計画策定に携わったすべての関係者の皆さまに心から御礼申し上げます。

令和 7 年 3 月

五戸町長 若 宮 佳 一

目 次

第1章 計画策定の背景

1-1	気候変動の影響.....	01
1-2	地球温暖化対策を巡る国内外の動向	02
1-3	五戸町の取組	05

第2章 計画の基本的事項

2-1	計画の位置づけ	06
2-2	計画期間	07
2-3	計画の対象	07

第3章 五戸町の地域特性

3-1	地域の概況	09
3-2	土地利用状況	10
3-3	人口	11
3-4	気象状況	12
3-5	産業	15
3-6	交通	17
3-7	廃棄物処理状況	19
3-8	再生可能エネルギー導入状況と導入ポテンシャル.....	20
3-9	地球温暖化に関する意識（町民、事業者意識調査結果）	27

第4章 温室効果ガス排出量の現状把握と将来推計

4-1	温室効果ガス排出量の現況	35
4-2	温室効果ガス将来推計	37

第5章 将来像と計画の目標

5-1	将来像と計画の目標	44
5-2	地域課題同時解決の考え方	45
5-3	温室効果ガス削減目標	46
5-4	再生可能エネルギー導入目標	47

第6章 目標達成に向けた施策

6-1	施策の体系図	48
6-2	施策の推進	49

第7章 計画の推進体制・進捗管理

7-1	推進体制	62
7-2	計画の進捗管理.....	63

資料編

1	五戸町地球温暖化対策推進協議会設置について	64
2	五戸町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定経過.....	65
3	二酸化炭素排出量の算定方法.....	66
4	気候変動の現在の影響・将来予測及び影響評価	67
5	用語集.....	72

【本計画の図表について】

- ・各図表においては、端数処理の関係で合計が合わない箇所があります。
- ・脚注は「※」で示しています。



©東京ハイジ／五戸町

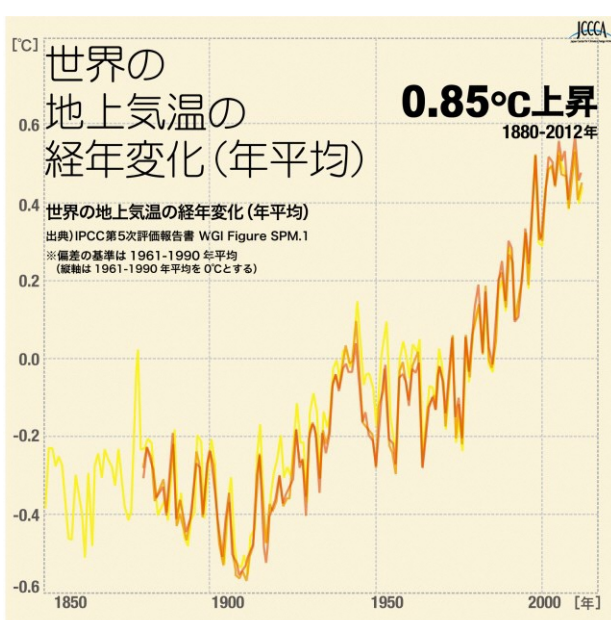
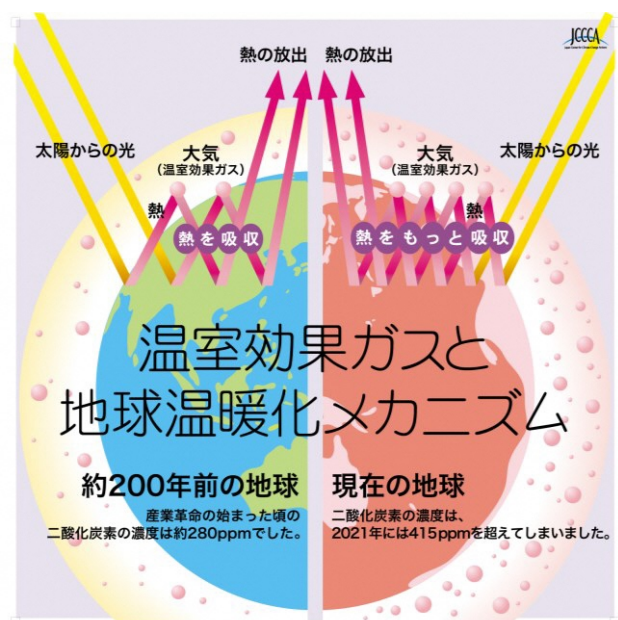
第 1 章 計画策定の背景

1-1 気候変動の影響

人間活動等に起因して大気中に放出される温室効果ガスによって地球が暖められる現象を「地球温暖化」といいます。

近年、地球温暖化に伴う影響で異常気象や雪氷の融解、海面水位の上昇が世界的に観測されています。IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）が令和3（2021）年8月に発行した第6次評価報告書第1作業部会報告書では、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と述べられ、将来の影響予測として、世界平均気温は少なくとも今世紀半ばまでは上昇が続けることが予測されています。

気候変動の影響は、降水量や海面水位の変化、生態系の喪失といった自然界における影響だけでなく、インフラや食料不足、水不足等人間社会を含めて深刻な影響が想定されています。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

図1-1 地球温暖化の仕組みと世界の地上気温の経年変化

本町においても、近年大型化した台風や集中豪雨といった過去にない自然災害が発生しています。令和6(2024)年8月に青森県に接近した台風5号では、非住家において一部損壊が1棟、停電も発生しています。過去には大雨により、床上・床下浸水が100件以上、被害額として10億円を上回る災害も発生しています。

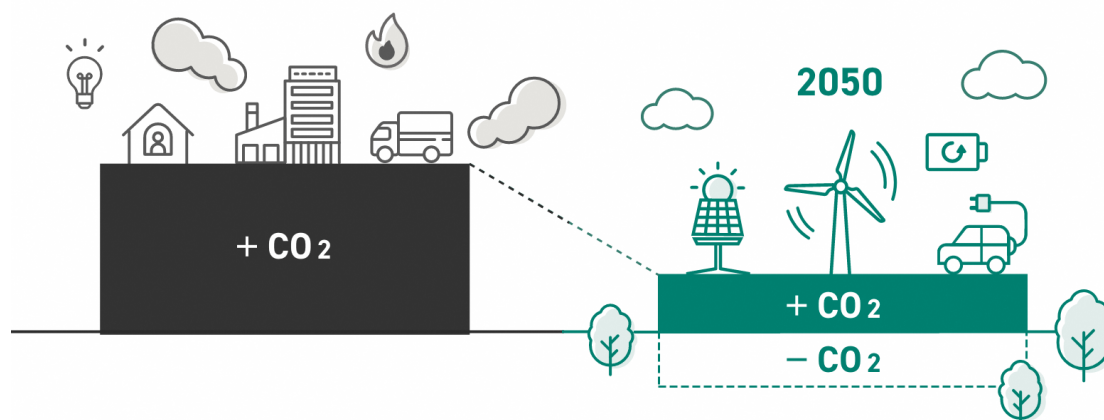
1-2 地球温暖化対策を巡る国内外の動向

(1) 国際的な動向

平成 27(2015)年に開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)では、京都議定書以降初めて、法的拘束力のあるパリ協定が採択されました。パリ協定では、世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」が掲げられています。

また、平成 30(2018)年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」では、世界全体の平均気温の上昇について、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、世界の二酸化炭素の排出量を「2030 年までに 2010 年比で約 45%削減」し、「2050 年頃には正味ゼロ」とすることが必要であると示されています。

こうした状況を踏まえ、世界各国でカーボンニュートラル実現に向けた取組が進められています。



出典：脱炭素ポータル

図1-2 カーボンニュートラルのイメージ

また、平成 27(2015)年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」には、17 の目標と 169 のターゲットからなる「SDGs(持続可能な開発目標)」が掲げられています。これは先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標であり、国だけでなく地方公共団体、住民、事業者等全ての個人、団体が取組主体となっています。17 の目標は、経済、社会、環境の三側面を含むものであり、相互に関連しているため、統合的な解決が求められています。気候変動対策や再生可能エネルギーの拡大、森林保全等、地球温暖化対策をはじめとする環境問題の解決と同時に、社会、経済面の統合的向上を図る必要があります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国連広報センター

図 1-3 SDGs 17 の目標

(2) 国内の動向

国内では、内閣総理大臣が令和2(2020)年 10 月の所信表明において、「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

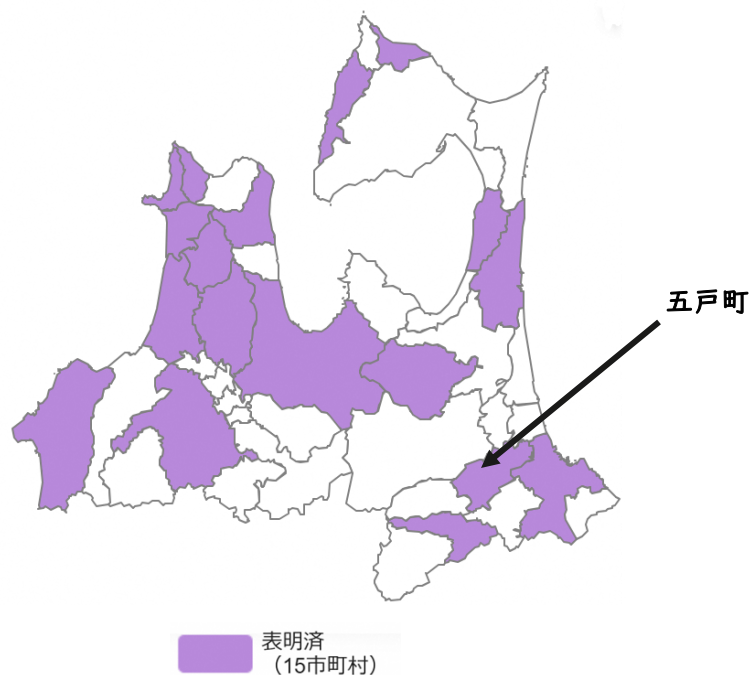
さらに、令和3(2021)年4月には、地球温暖化対策推進本部において、「2030 年度の温室効果ガスの削減目標を 2013 年度比 46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく」旨が公表され、同年6月に改正地球温暖化対策推進法(以下「温対法」という。)が施行されました。

温対法では、令和32(2050)年までの脱炭素社会の実現を見据え、地域脱炭素化促進事業に関する規定の追加等、地域における脱炭素化を促しています。

また、令和5(2023)年5月には、GX(グリーントランスフォーメーション)を通じて脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の3つを同時に実現するため、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律が公布されました。

こうした国内外の潮流を受け、「2050 年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す旨を表明する地方公共団体は増加し、全国各地で脱炭素化に向けた取組が進められています。

令和6(2024)年9月末現在、全国 1,122自治体、青森県内では、15 自治体が「2050 年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を表明している状況です。



出典：環境省

図1-4 ゼロカーボンシティ表明自治体と青森県内における表明状況

脱炭素化に向けた取組が進められる一方で、地球温暖化の影響は現在も顕在化しており、観測記録を更新するような異常気象が私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。異常気象は今後も頻繁に発生したり深刻化したりすることが懸念されており、変化する気候のもとで悪影響を最小限に抑える「適応」が不可欠になります。

日本では、国全体が気候変動の影響を回避し低減することを目的として「気候変動適応法」を平成30(2018)年に制定し、令和6(2024)年4月には熱中症対策強化のため、改正気候変動適応法が施行されました。各地域が自然や社会経済の状況に合わせて適応策を実施することが盛り込まれています。将来の気候変動の影響に備えるため、各自治体が気候変動適応法に従って地域気候変動適応計画を策定しています。



出典：気候変動適応情報プラットフォーム

図1-5 地球温暖化と適応策、緩和策の関係

(3) 青森県の取組

青森県では、平成 30(2018)年に改定した「青森県地球温暖化対策推進計画」において、県内における温室効果ガス排出量を令和 12(2030)年度までに平成 25(2013)年度比で 31.0%削減する目標を掲げ、取組を進めてきました。

また、令和3(2021)年2月には、「2050 年までの温室効果ガス排出実質ゼロを目指して取り組む」旨を掲げ、脱炭素社会の実現に向けて更なる取組を進めるため見直しを行い、現在の青森県地球温暖化対策推進計画(令和5年3月改定版)を策定しました。

青森県が行う事務事業における温室効果ガス排出量については、平成 10(1998)年3月に「青森県環境保全率先行動計画」を策定し、省エネルギーやリサイクル等、環境保全に向けた取組を推進してきました。平成 12 年(2000)9 月には、対象範囲を県のすべての機関に拡充するとともに、温対法に基づく地方公共団体実行計画として位置付けた「地球にやさしい青森県行動プラン」を策定しました。

現在は「第6期地球にやさしい青森県行動プラン」として、平成 25(2013)年度と比較し、令和 12(2030)年度削減目標値 50%を目指しています。

1-3 五戸町の取組

本町では令和5年(2023)年7月に、町および職員が地球温暖化対策を率先して実行するための行動指針として、「五戸町地球温暖化対策実行計画」(以下、「事務事業編」という。)を策定しました。

また、令和6年(2024)年4月には、「五戸町ゼロカーボン宣言」を行い、令和 32(2050)年にゼロカーボンを目指す旨を公表しました。

この度、脱炭素社会実現に向けた基本方針や具体的な目標を定めるとともに、気候変動による悪影響に対応するため、「五戸町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定します。

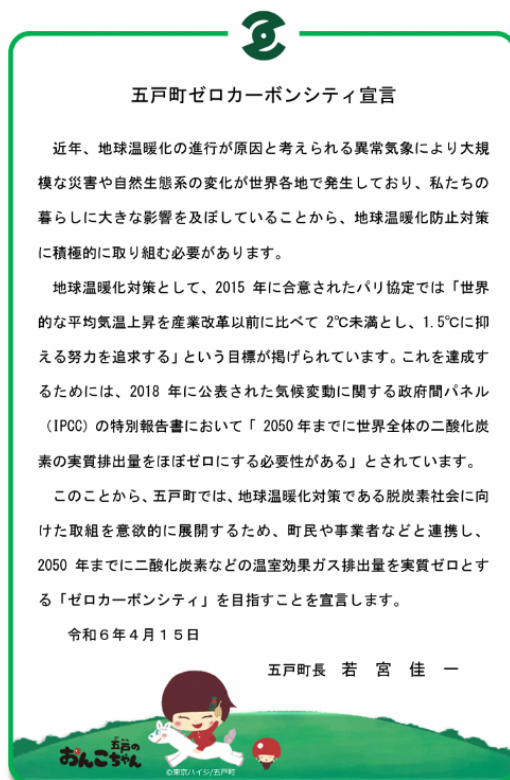


図1-6 五戸町ゼロカーボンシティ宣言



©東京ハイジ／五戸町

第2章 計画の基本的事項

2-1 計画の位置づけ

本計画は、温対法第21条に基づく「地方公共団体実行計画(区域施策編)」、気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」として策定するものであり、上位計画である「第2次五戸町総合振興計画(後期基本計画)」を地球温暖化対策の側面から補完します。

また、国の「地球温暖化対策計画」(令和3(2021)年10月閣議決定)、「青森県地球温暖化対策推進計画」と整合を図るとともに、庁内関連計画である「五戸町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」、「五戸町立地適正化計画」、「五戸町公共施設等総合管理計画」等と整合を図り推進します。

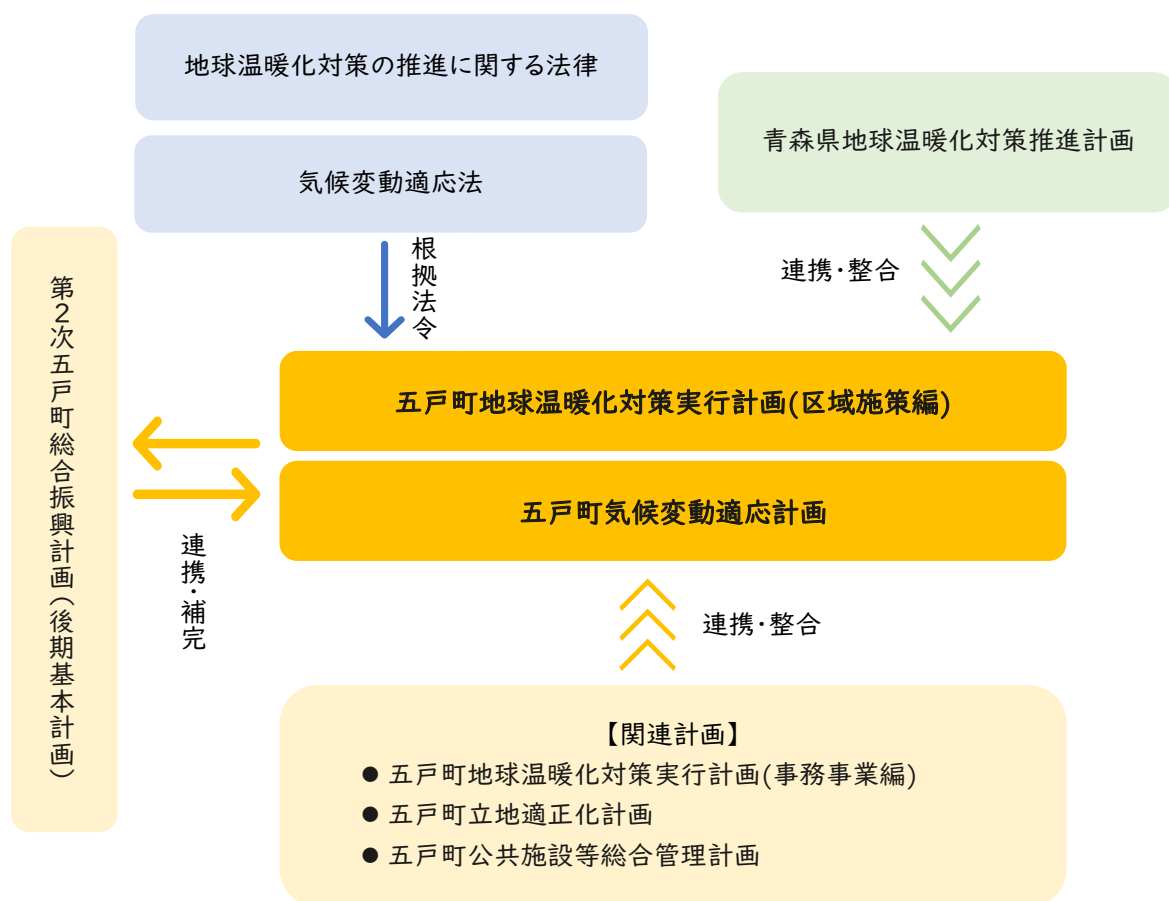


図2-1 計画の位置づけ

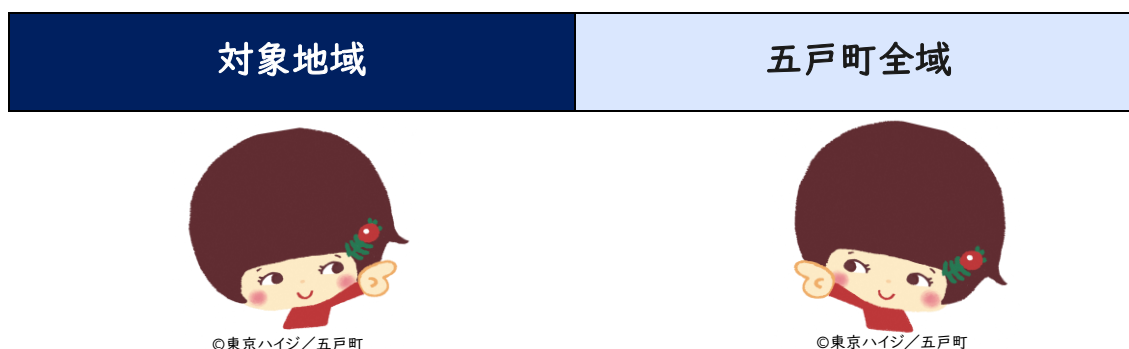
2-3 計画の対象

なお、計画期間中にあっても、社会情勢の変化や計画の推進状況に応じて数年ごとに見直しを図ります。



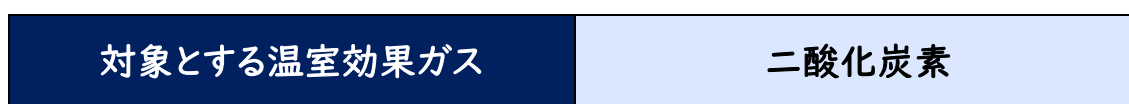
(1) 対象とする範囲

五戸町全域を対象とします。町、町民、町内事業者が一丸となって脱炭素社会の実現を目指します。



(2) 対象とする温室効果ガス

温対法に定められている7種の温室効果ガスのうち、温室効果ガス排出量の9割以上を占める二酸化炭素(CO₂)を対象とします。その他の温室効果ガスのメタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、パーフルオロカーボン(PFCs)、六フッ化硫黄(SF₆)、三フッ化窒素(NF₃)については、把握が困難であることから算定対象外とします。



(3) 対象とする温室効果ガス排出部門

環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」により、「特に把握が望まれる」とされている部門を対象とします。

表2-1 本計画における温室効果ガス排出量の推計対象

部門・分野	
産業部門※1	製造業
	建設業・鉱業
	農林水産業
業務その他部門※2	
家庭部門※3	
運輸部門※4	自動車（旅客）
	自動車（貨物）
廃棄物分野（焼却処分）※5	一般廃棄物

※1…製造業、建設業、鉱業、農林水産業におけるエネルギー消費に伴う排出

※2…事業所・ビル、商業・サービス施設等のエネルギー消費に伴う排出

※3…家庭におけるエネルギー消費に伴う排出

※4…自動車、船舶、航空機、鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出

※5…廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出



第3章 五戸町の地域特性

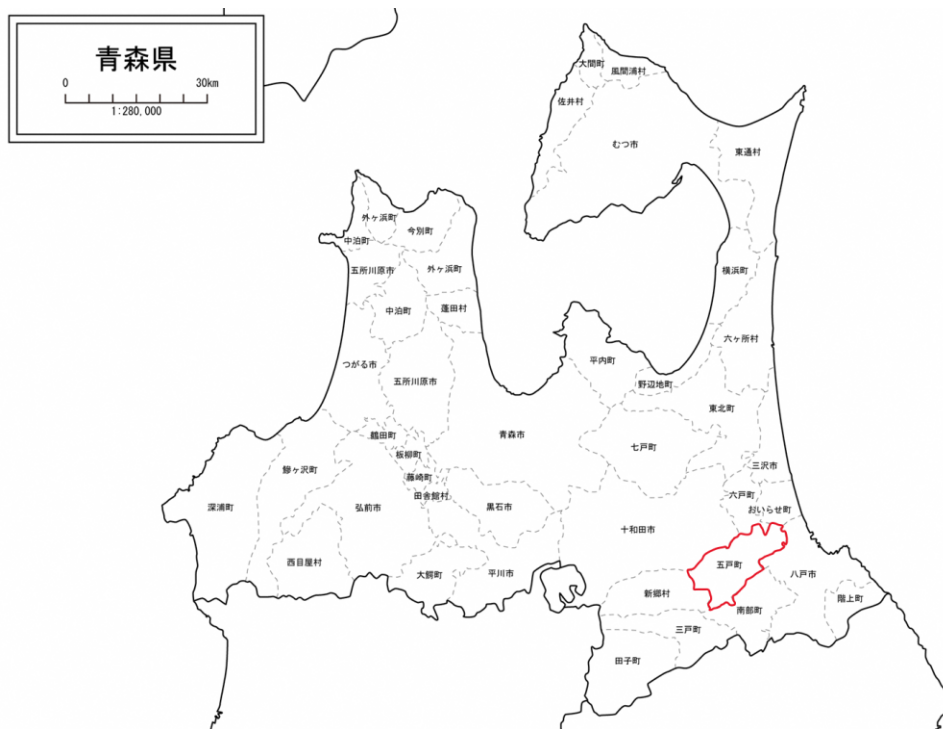
©東京ハイジ／五戸町

3-1 地域の概況

本町は、青森県の南東部に位置し、八戸市から西に 15.5km、十和田市から南東に約 12.5km の距離にあります。

東は八戸市、西は新郷村、北は十和田市・六戸町・おいらせ町とそれぞれ接し、東西約 20.7km、南北 18.6km、総面積 177.67 km²を有しています。

戸来岳に水源を発し太平洋に注ぐ五戸川と、新郷村温泉沢に水源を発し馬淵川に注ぐ浅水川の 2本の川が、ほぼ並行して町を貫流しており、この2つの川を挟んで集落が形成されています。平坦部は、水利を得て水田が開け、奥羽山脈の東に発達した穏やかな丘陵地帯は畑や果樹園などに利用されています。

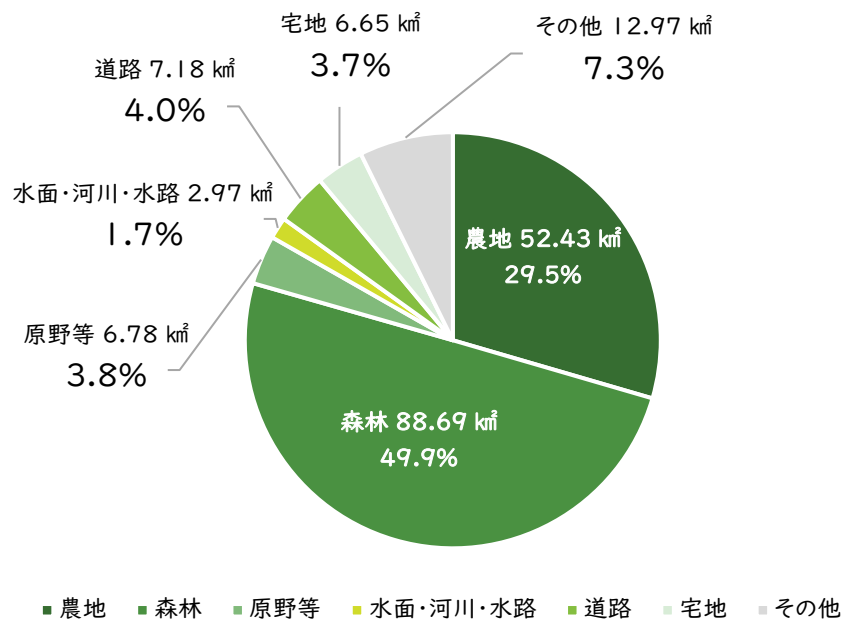


出典：地理院地図

図3-1 五戸町位置図

3-2 土地利用状況

本町の総面積 177.67 km²のうち、森林が 88.69 km²で 49.9%と最も高い割合を占めています。次いで、農地が 52.43 km²で 29.5%、以降は道路、原野等、宅地、水面・河川・水路と続きます。



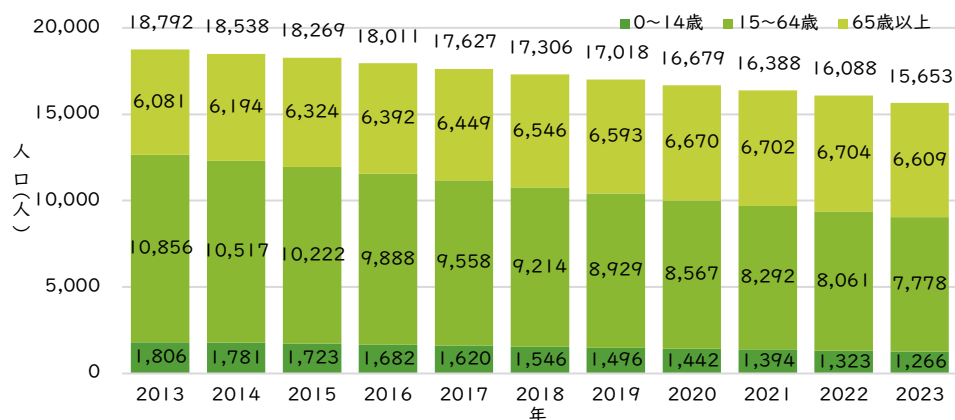
五戸町資料のデータを基に作成

図3-2 土地種別割合

3-3 人口

本町の人口は、減少傾向にあります。年代別に人口の推移をみると、65歳以上の老年人口については2023年以外増加していますが、15～64歳の生産年齢人口及び0～14歳の年少人口は減少しています。

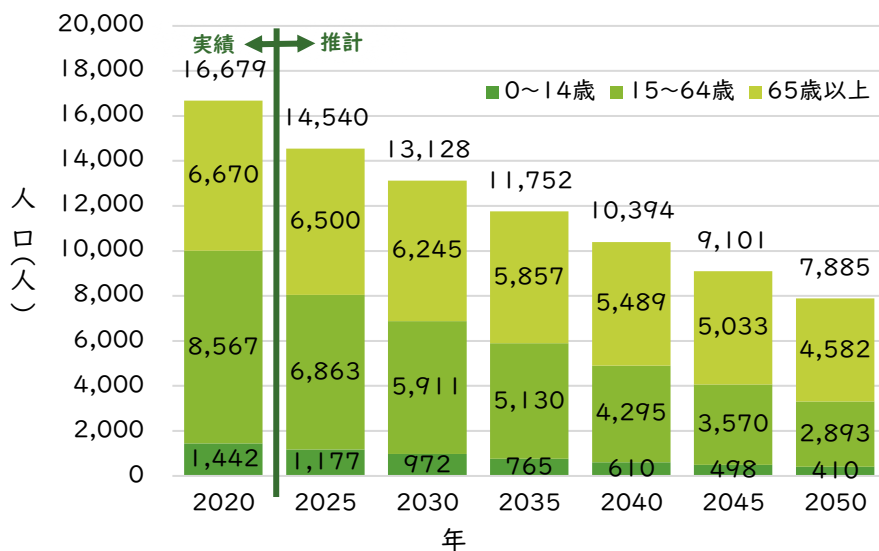
さらに、住民基本台帳、国立社会保障・人口問題研究所による人口の将来推計では、今後、人口減少及び少子高齢化が進み、2040年には65歳以上の人口が全体の2分の1を上回ることが予測されています。



住民基本台帳のデータを基に作成

※年齢階級別の外国人住民数が非公表となる場合や年齢不詳者がある場合は、年齢階級毎の合計と総数が一致しないことがあります。

図3-3 人口推移



2020年は住民基本台帳のデータを基に作成

2025年～2050年は国立社会保障・人口問題研究所のデータを基に作成

図3-4 人口の将来推計

3-4 気象状況

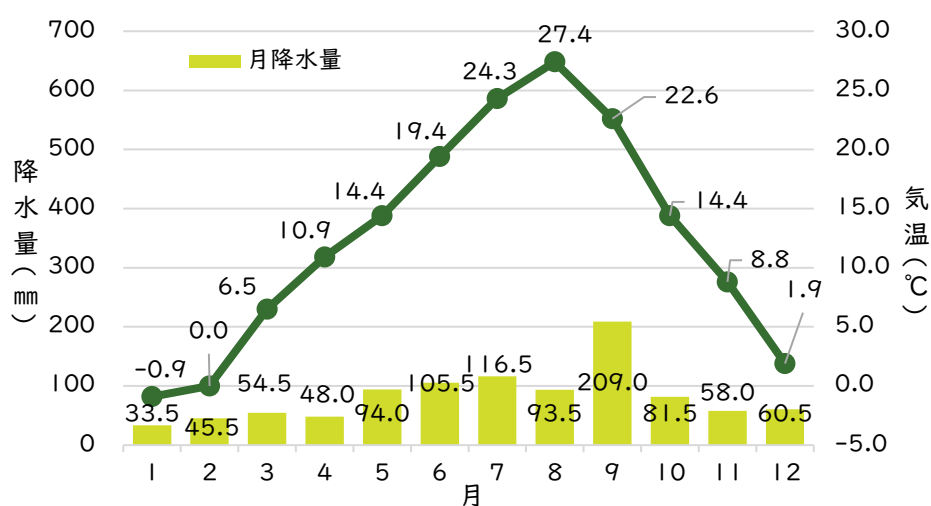
(1) 気温

本町は、太平洋型気候で、北東北に位置しながらも、年間を通して寒暖の差が比較的小さく、積雪が少なく、穏やかな気候に恵まれています。夏季には「ヤマセ」とよばれる冷湿な北東風が吹き、しばしば低温・長雨を伴い、農作物に影響を及ぼすことがあります。

図3-5のとおり、八戸観測所における年平均気温の推移は上昇傾向にあり、100年あたり約1.9℃の割合で上昇しています。

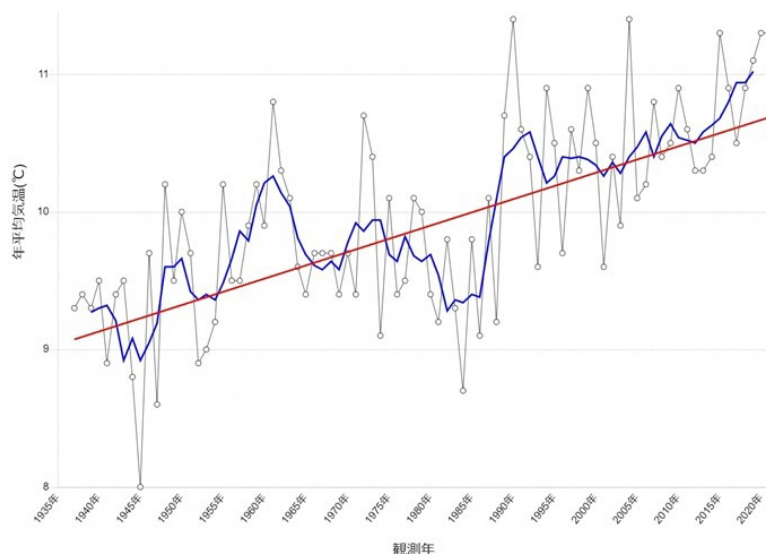
また、RCP8.5シナリオ※における将来気候について、年平均気温は約4.7℃、真夏日は約36日増加、熱帯夜は約28日の増加が予測されています。

※RCP8.5シナリオ：化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入せずに気候変動が進行した場合の想定のこと。



気象庁「過去の気象データ」のデータを基に作成

図3-5 八戸観測所における令和5（2023）年度の月降水量と月平均気温



出典：気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）

※折線（黒）は各年の気温、折線（青）は気温の5年移動平均、直線（赤）は長期的な変化傾向を示しています。

図3-6 八戸観測所における年平均気温の推移

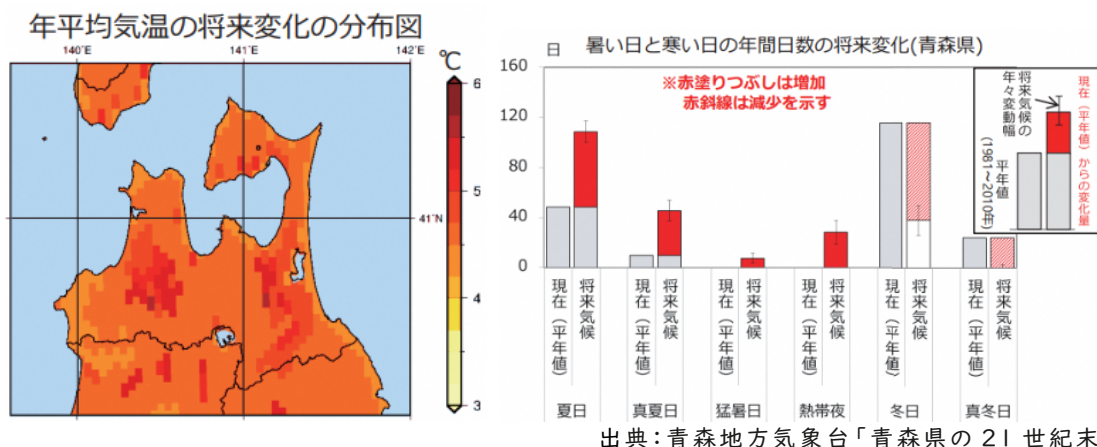
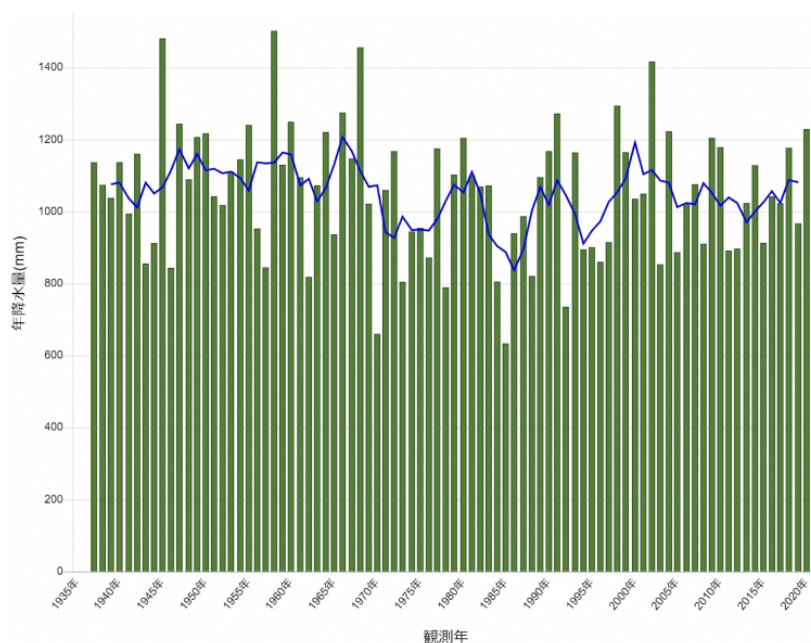


図3-7 RCP8.5 シナリオ

(2) 降水量

本町を含む八戸圏域の年降水量は、多い年で 1,500mm を超えることがあります。全国平均 1,718mm より少ないものの、日最大降水量が 100mm を超えることがあり、短時間強雨が発生しています。

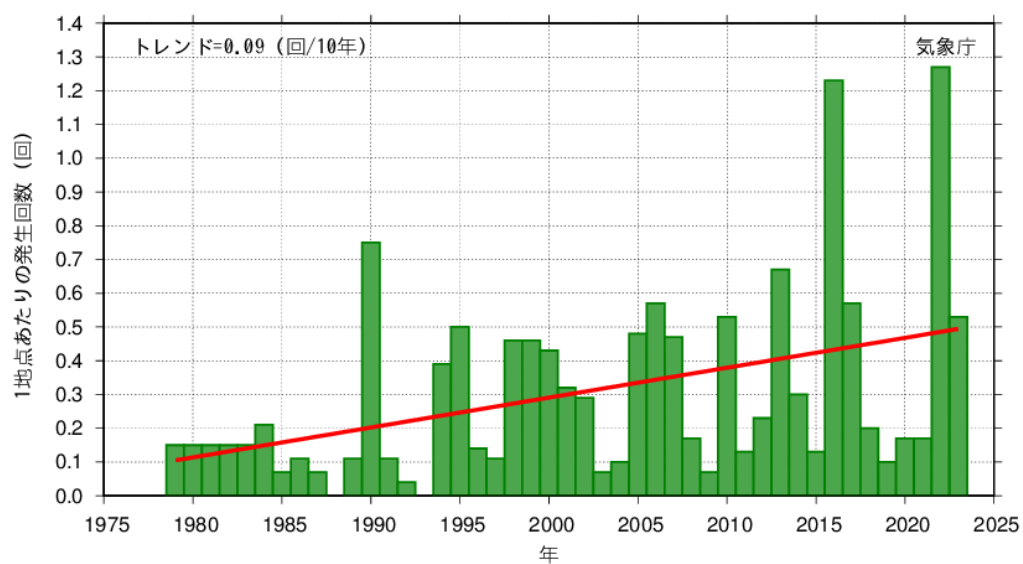
年降水量については、八戸観測所において有意な変化は見られませんが、青森県の1時間降水量 30mm 以上の短時間強雨の年間発生回数は増加傾向にあります。



出典：気候変動適応情報プラットフォーム(A-PLAT)

※棒(緑)は年降水量、折れ線(青)は年降水量の5年移動平均を示しています。

図3-8 八戸観測所における年降水量の推移



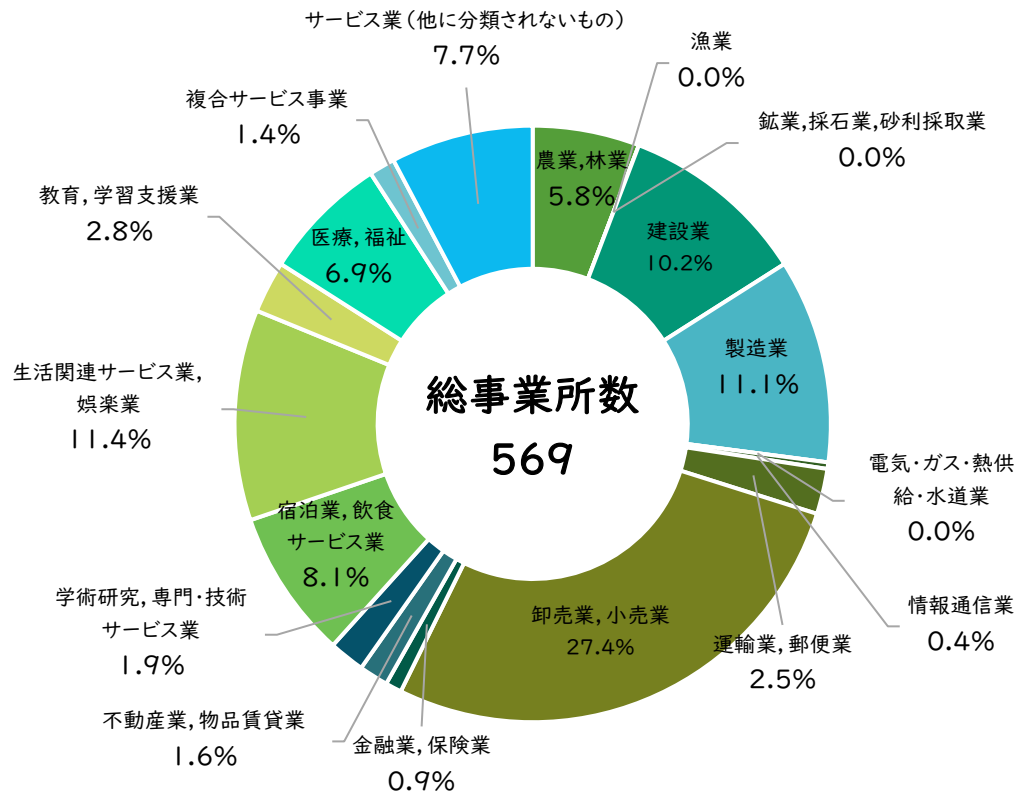
出典：仙台管区気象台ホームページ

※緑の棒グラフは年々の発生回数（地域内のアメダスによる観測値を1地点あたりに換算した値）、赤の直線は長期変化傾向を示しています。

図3-9 青森県（アメダス）における1時間降水量30 mm以上の発生回数推移

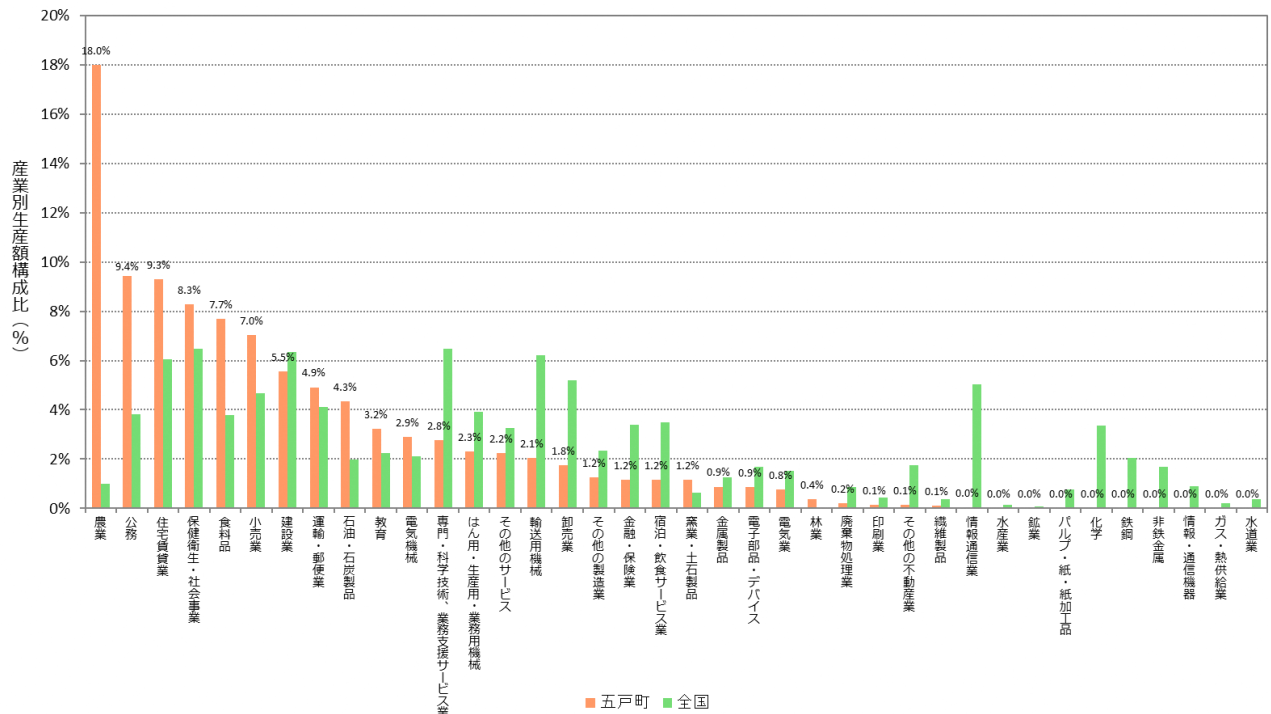
3-5 産業

経済センサス活動調査によると、本町には 569 の事業所があり、卸売業・小売業が最も多く 27.4%、次いで生活関連サービス業、娯楽業が 11.4%、製造業が 11.1%、建設業が 10.2%となっています。



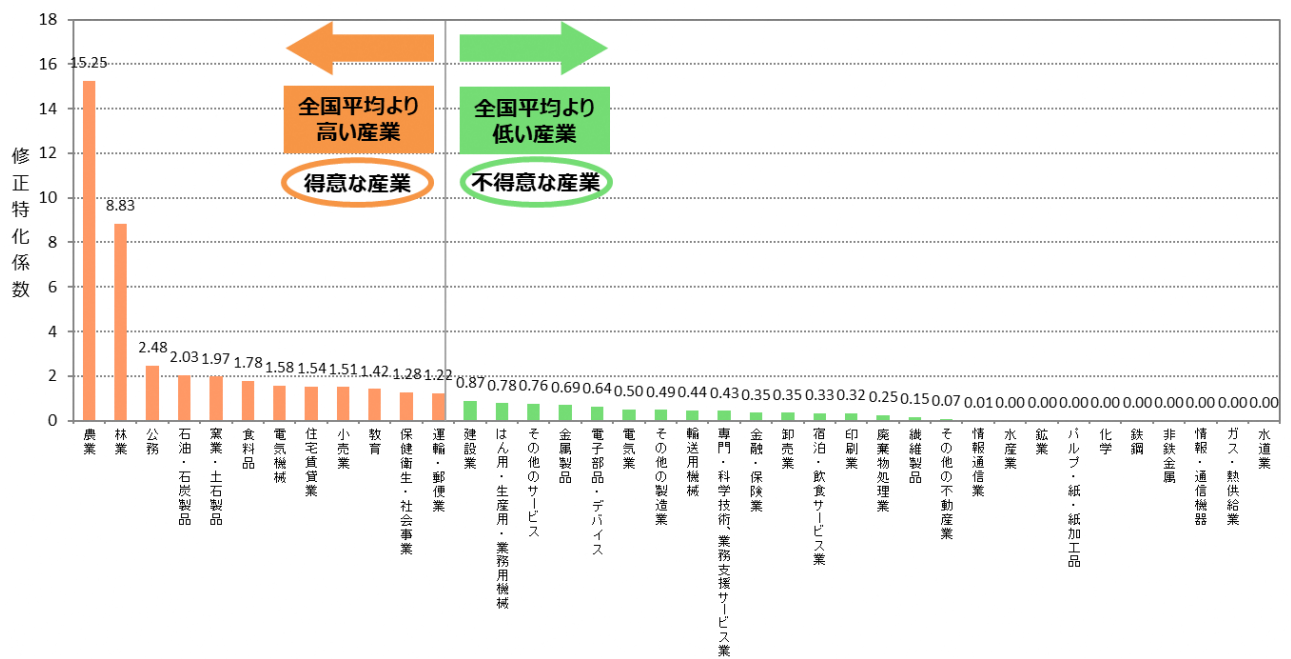
経済センサス活動調査のデータを基に作成
図3-10 五戸町の業種別事業所割合

また、産業別の生産額の構成比では、農業が 18.0%と最も大きな割合を占め、全国の構成比と比較すると約 18 倍となっています。農業は全国平均よりも生産額の構成比が特に高く、優位性の高い産業であると考えられます。



地域経済循環分析自動作成ツールにより作成

図3-11 産業別生産額構成比



地域経済循環分析自動作成ツールにより作成

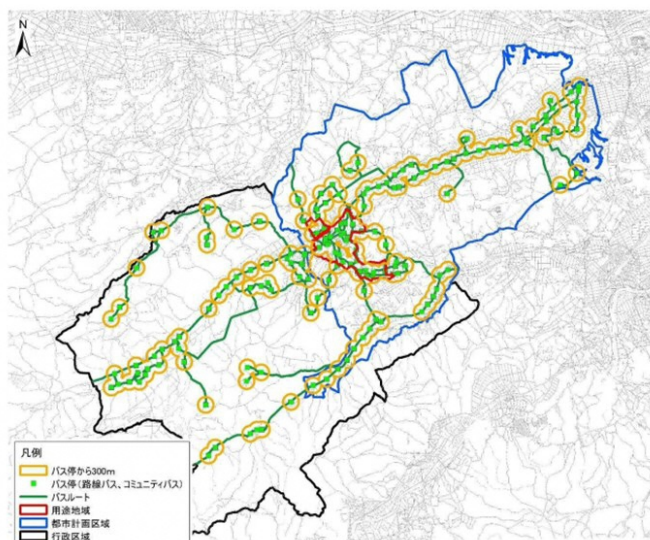
※修正特化係数：地域の特定の産業の相対的な集積度を見る係数。1以上であれば全国平均より高いことを意味しています。

図3-12 全国平均よりも生産額構成比の高い産業

3-6 交通

本町内ではコミュニティバスと路線バスが運行しており、公共交通の人口カバー率が9割以上となっているほか、コミュニティバスと路線バスはいずれも町内では100円（中学生以下は無料）と安価で利用することができ、利用しやすい公共交通ネットワークが構築されています。

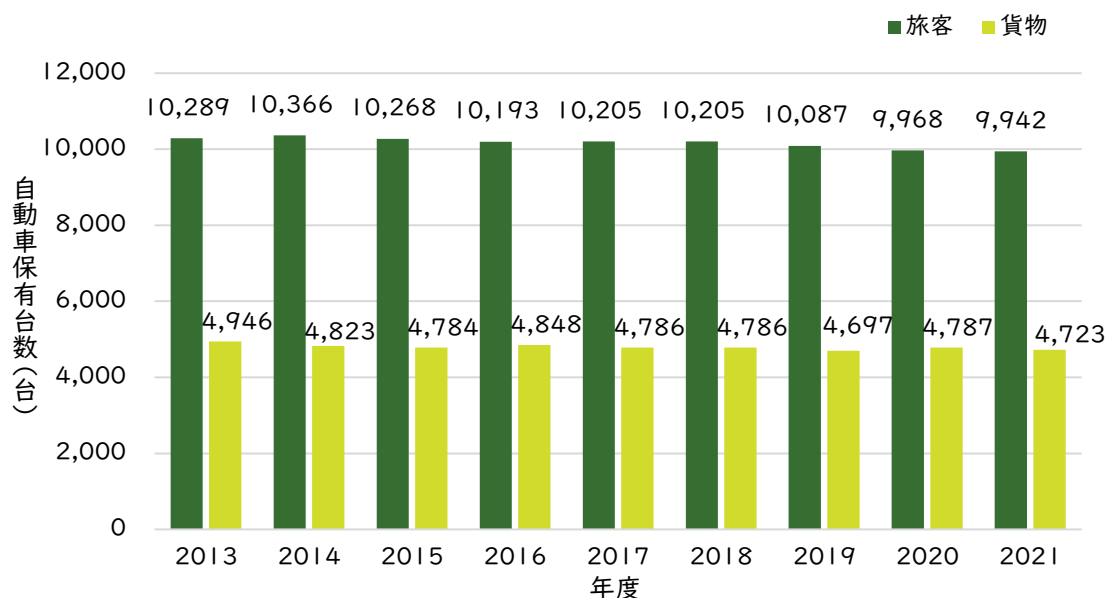
町内で運行するコミュニティバスは、小・中学生の通学や高齢者等の通院・買い物に係る移動手段として利用されており、移動に制約を持つ町民の移動手段として重要な役割を担っています。



出典：五戸町資料

図3-13 路線バスとコミュニティバスの状況

自動車保有台数については、旅客、貨物ともに横ばいで推移しています。合計では、平成25(2013)年度が15,235台、令和3(2021)年度が14,665台となっており、減少しています。



自動車検査登録情報協会「市区町村別自動車保有車両数」及び
全国軽自動車協会連合会「市区町村別軽自動車車両数」のデータを基に作成

図3-14 自動車保有台数

EV スタンドについては、町内に7か所設置されています。



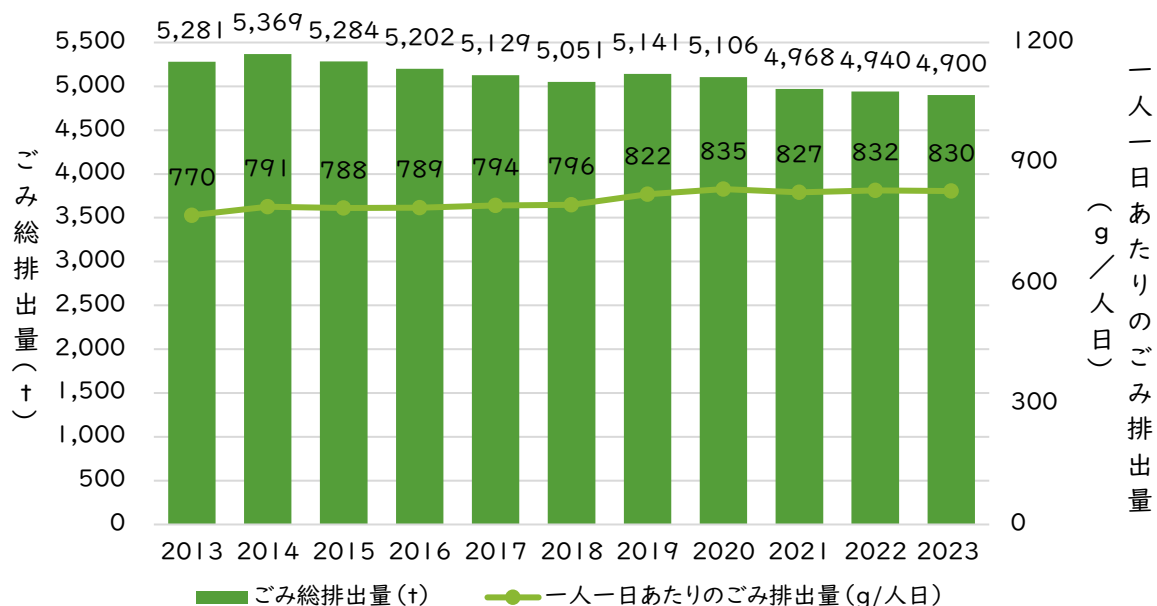
CHAdemo、Google マップ、五戸町役場提供の情報を基に作成

図3-15 五戸町のEV スタンド

3-7 廃棄物処理状況

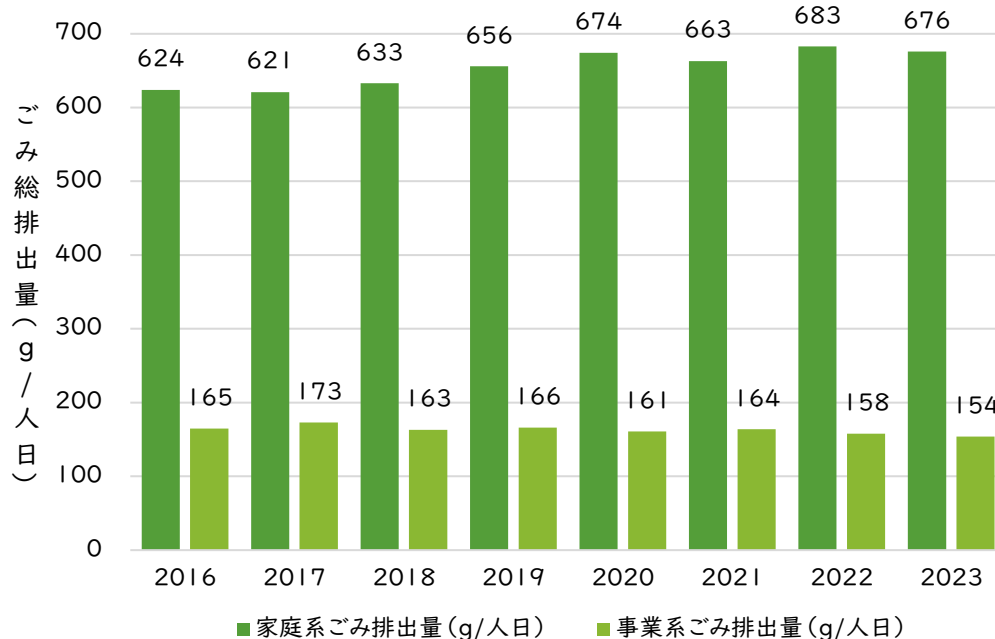
ごみの総排出量は、平成 25 (2013) 年と令和 5 (2023) 年を比較すると減少しています。

また、1人1日当たりの事業系ごみ排出量は平成 28 (2016) 年と令和 5 (2023) 年を比べると減少していますが、家庭系ごみ排出量は増加傾向にあります。



五戸町提供データを基に作成

図3-16 ごみの総排出量及び一人一日あたりのごみ排出量の推移



五戸町提供データを基に作成

図3-17 1人1日あたりの家庭系ごみ・事業系ごみ排出量の推移

3-8 再生可能エネルギー導入状況と導入ポテンシャル

(1) 再生可能エネルギーの導入状況

再生可能エネルギーは地域で生産できるエネルギーであり、脱炭素社会の実現に寄与するだけでなく、近年のエネルギー価格の高騰等、エネルギー安全保障の観点からも重要なエネルギーとなります。

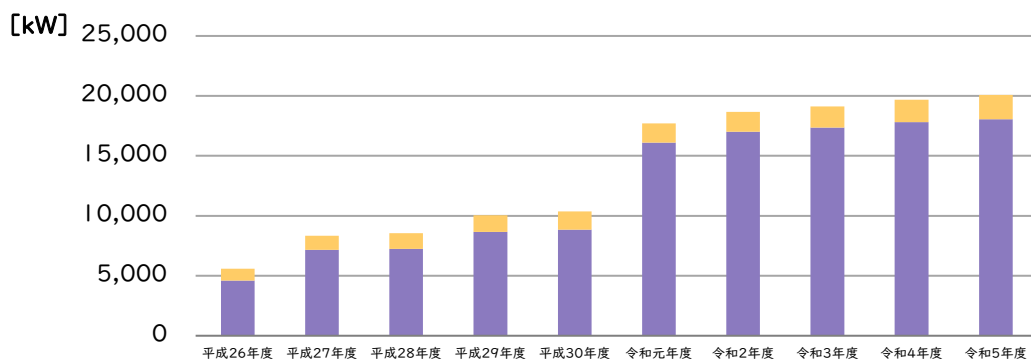
本町における再生可能エネルギー導入状況の推移をみると、太陽光発電は増加傾向にあります。FIT・FIP 制度における風力発電、水力発電、木質バイオマス発電については導入実績がありませんでした。

表3-1 再生可能エネルギーの導入状況（令和6（2024）年3月末時点）

発電種別		設備容量[MW]	発電電力量[MWh/年]
FIT※1・ FIP※2 対象	太陽光発電（10kW未満）	2.015	2,418
	太陽光発電（10kW以上）	18.061	23,890
	風力発電	0	0
	水力発電	0	0
	地熱発電	0	0
	バイオマス発電	0	0
合計		20.076	26,309
区域内の電気使用量			87,030

※1…FIT：再生可能エネルギーの固定価格買取制度を指し、再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が一定価格で一
定期間買い取ることを国が約束する制度。

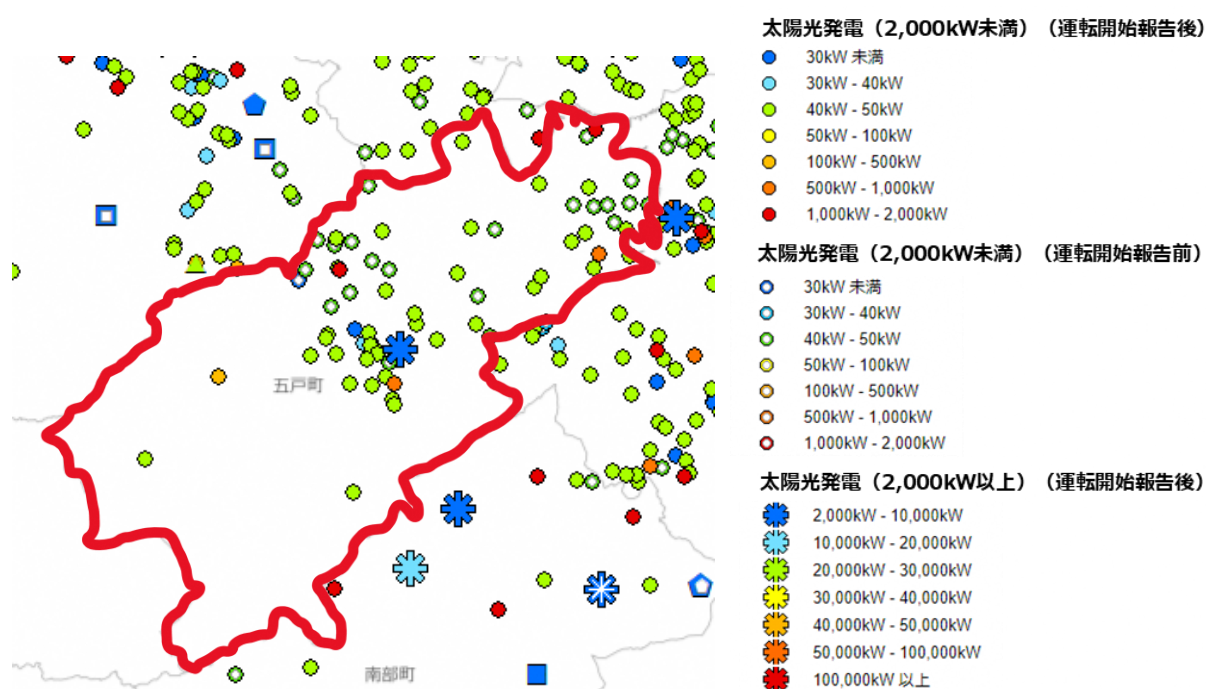
※2…FIP：FIT 制度のように固定価格で買い取るのではなく、再エネ発電事業者が卸市場などで売電したとき、その売電価格に
対して一定のプレミアム（補助額）を上乗せする制度。



■ 太陽光発電（10kW未満） ■ 太陽光発電（10kW以上） ■ 風力発電 ■ 水力発電 ■ 地熱発電 ■ バイオマス発電

自治体排出量カルテ及び資源エネルギー庁公表「再生可能エネルギー発電設備の導入状況」を基に作成

図3-18 再生可能エネルギー導入状況の推移



「環境アセスメントデータベース」（環境省）に収録された「再生可能エネルギー電子申請 事業計画認定情報 公表用ウェブサイト」（経済産業省資源エネルギー庁）を加工して作成

図3-19 FIT 認定設備の概略位置

（2）再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

ア 推計手法

再生可能エネルギーの導入ポテンシャルとは、設置可能面積や平均風速、河川流量等から理論的に算出することができるエネルギー資源量から、法令、土地用途等による制約があるものを除き算出されたエネルギー資源量のことです。

再生可能エネルギーの導入ポテンシャルについては、主に環境省の再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）を基としました。推計手法を表3-2に示します。

表3-2 再生可能エネルギー導入ポテンシャルの推計手法

再エネ種別		推計手法
電気	太陽光発電	REPOS のデータを導入ポテンシャルとする
	風力発電	REPOS のデータを導入ポテンシャルとする
	中小水力発電	REPOS における中小水力河川部と中小水力農業用水路のデータの合計を導入ポテンシャルとする
	地熱発電	REPOS のデータを導入ポテンシャルとする
	木質バイオマス発電	木質燃料の供給可能量推計データ（独自推計）を導入ポテンシャルとする
熱	太陽熱	REPOS のデータを導入ポテンシャルとする
	地中熱	REPOS のデータを導入ポテンシャルとする
	木質バイオマス熱	木質燃料の供給可能量推計データ（独自推計）を導入ポテンシャルとする

イ 推計結果

前述の手法に基づき、①から⑥までの再生可能エネルギー種別について、それぞれのポテンシャル分析結果を示します。

① 太陽光発電

本町における太陽光発電の導入ポテンシャルは表3-3のとおりです。

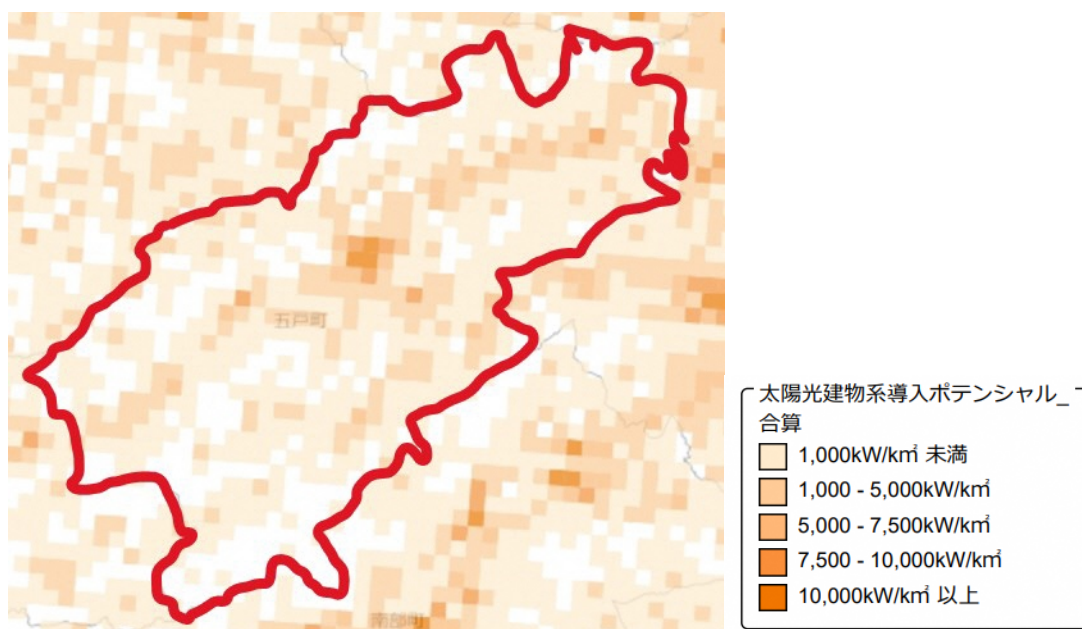
太陽光発電を建物に設置する場合、戸建住宅についてはポテンシャルがあるものの、公共系の建物についてはポテンシャルが低くなっています。

また、太陽光発電を耕地等の土地に設置する場合は、建物に設置する場合よりもポテンシャルが高くなっています。

なお、REPOSの太陽光発電の導入ポテンシャル(設備容量)については、建物や土地の設置可能面積に設置密度を乗じることで算出されています。

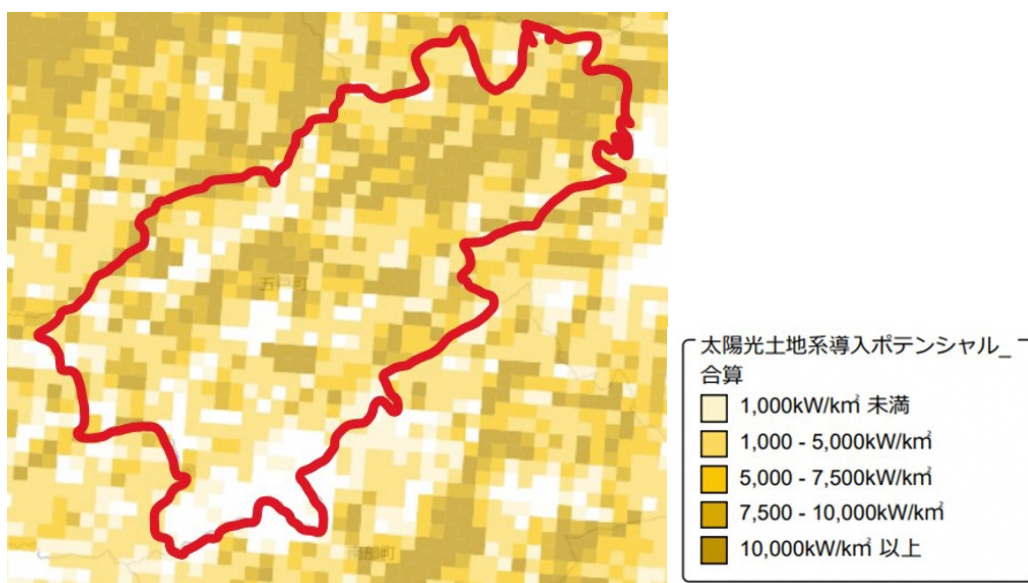
表3-3 太陽光発電の導入ポテンシャル

区分	設備容量	発電量
建物系	151.7 MW	191,576.5 MWh/年
土地系	1,115.3 MW	1,401,672.2 MWh/年
合計	1,267.0 MW	1,593,248.7 MWh/年



再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS(リーポス)】から取得したコンテンツを加工して作成

図3-20 太陽光発電導入ポテンシャル(建物系の合計)



再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS(リーボス)】から取得したコンテンツを加工して作成

図3-21 太陽光発電導入ポテンシャル(土地系の合計)

② 風力発電

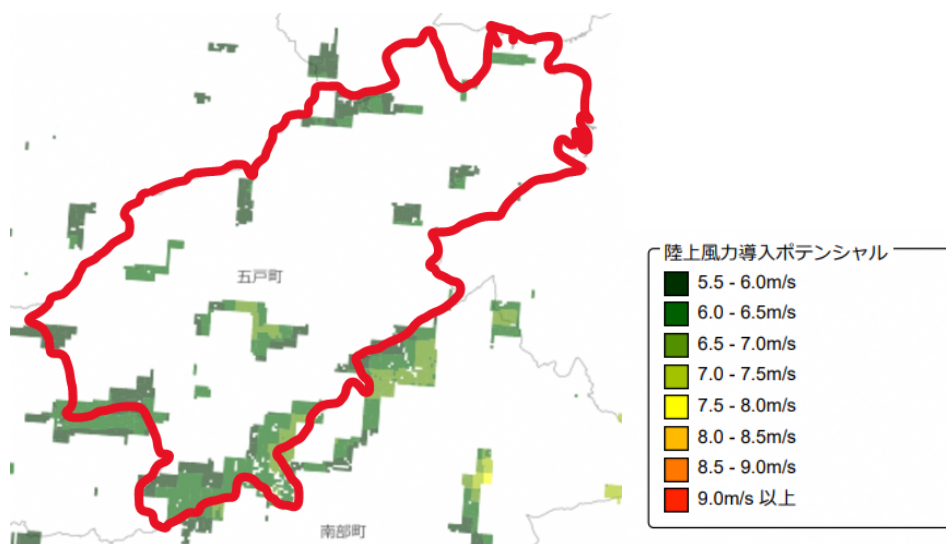
本町における風力発電の導入ポテンシャルは表3-4のとおりです。

風力発電に必要な一定以上の風速確保が見込める地点が点在しており、導入ポテンシャルが存在します。

なお、REPOSの風力発電の導入ポテンシャル(設備容量)については、全国の高度90mにおける風速が5.5m/s以上のメッシュに対して、標高等の自然条件、国立・国定公園等の法制度、居住地からの距離等の土地利用状況から設定した推計除外条件を満たすものを除いた設置可能面積に単位面積当たりの設備容量を乗じて算出されています。

表3-4 風力発電の導入ポテンシャル

区分	設備容量	発電量
陸上風力	243.4 MW	487,643.7 MWh/年
合計	243.4 MW	487,643.7 MWh/年

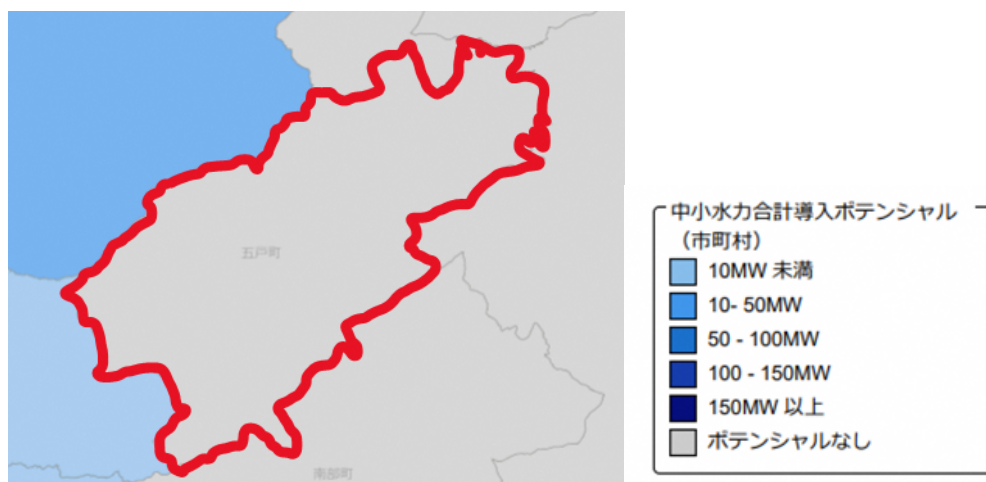


再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS(リーボス)】から取得したコンテンツを加工して作成

図3-22 陸上風力導入ポテンシャル

③ 中小水力発電

本町は、中小水力発電に必要な河川の流量や落差が乏しく、中小水力発電の導入ポテンシャルはありませんでした。

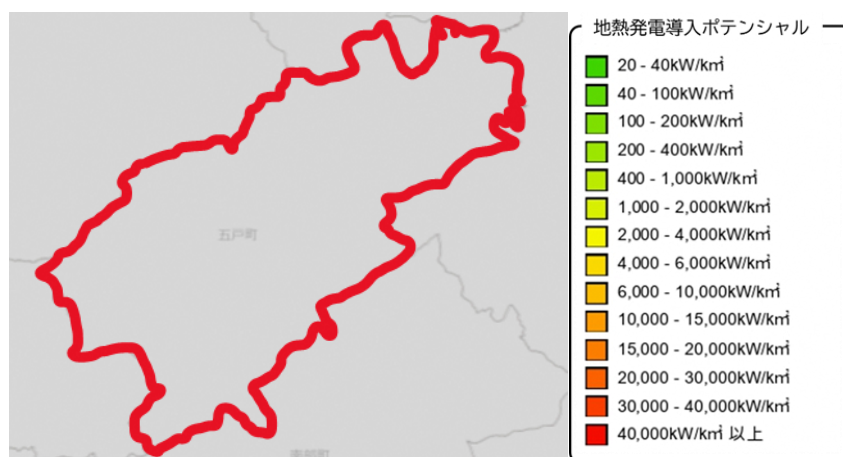


再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS(リーボス)】から取得したコンテンツを加工して作成

図3-23 中小水力発電導入ポテンシャル

④ 地熱発電

青森県は、地熱資源量が乏しく、本町においても地熱発電の導入ポテンシャルはありませんでした。



再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS(リーボス)】から取得したコンテンツを加工して作成

図3-24 地熱発電導入ポテンシャル

⑤ 木質バイオマス発電及び熱利用の導入ポテンシャル

本町の木質バイオマス活用による発電及び熱利用の導入ポテンシャルについて、一般民有林面積5,352haに賦存する林地残材(未利用材)発生量が年間27,718 m³と推計されることから、このうち5%の木質バイオマスを活用できるものと仮定した場合の木質バイオマス利用可能量に基づき、表3-5のとおり推計しました。

表3-5 木質バイオマス発電及び熱利用の導入ポテンシャル

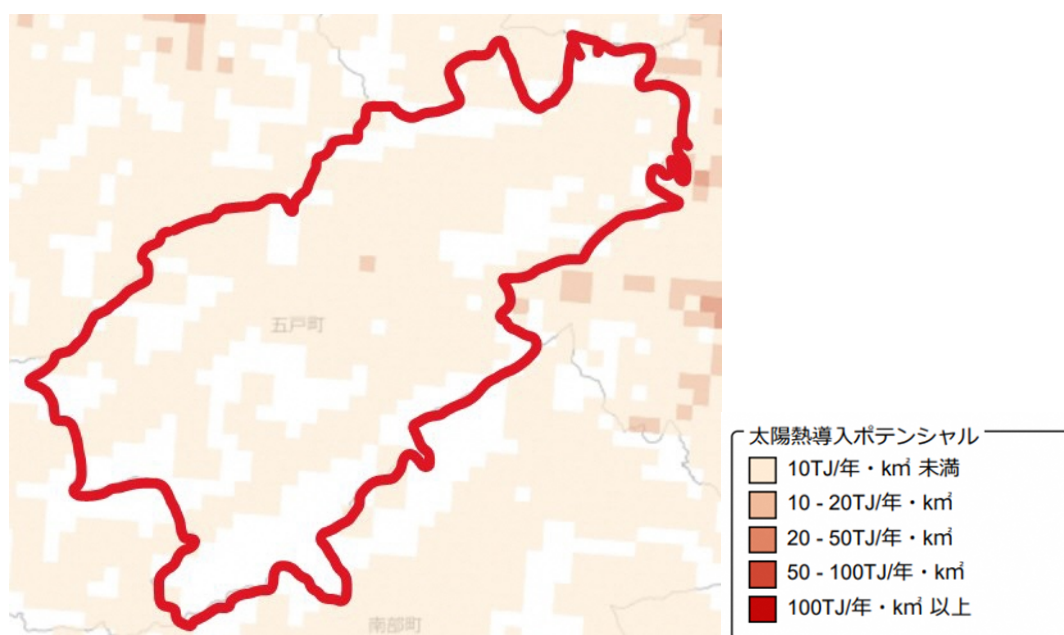
区分	導入ポテンシャル
一般民有林木質バイオマス利用可能量	1,386 m ³ /年
木質バイオマス発電	80kW・624MWh/年
木質バイオマス熱利用	6,356.2 GJ/年

⑥ 太陽熱及び地中熱

再生可能エネルギー資源を熱として利用する場合のポテンシャルについては、熱需要量の高い市街地において地中熱のポテンシャルが高くなっています。

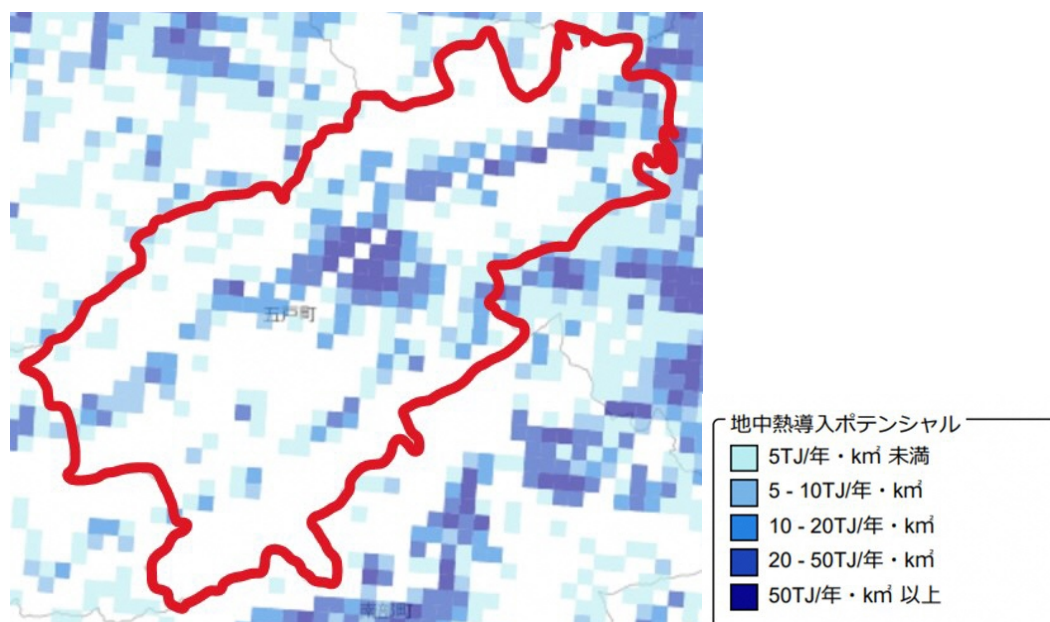
表3-6 太陽熱及び地中熱の導入ポテンシャル

区分	導入ポテンシャル
太陽熱	79,208.5 GJ/年
地中熱	978,837.6 GJ/年
合計	1,058,046.1 GJ/年



再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS（リーポス）】から取得したコンテンツを加工して作成

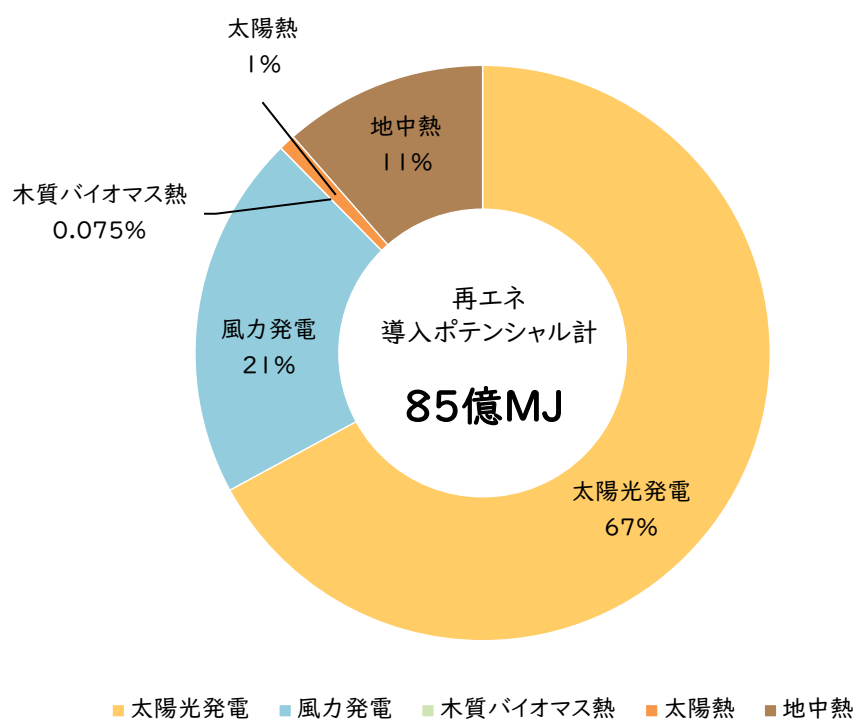
図 3-25 太陽熱導入ポテンシャル



再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS（リーポス）】から取得したコンテンツを加工して作成

図 3-26 地中熱導入ポテンシャル

上記①～⑥の結果を踏まえ、本町の再生可能エネルギーポテンシャルをまとめると、熱量換算で 85 億 MJ となり、その割合は太陽光発電が 67%、風力発電が 21%、地中熱が 11%、太陽熱が 1%、木質バイオマス熱が 0.075%となりました。



自治体排出量カルテのデータを基に作成

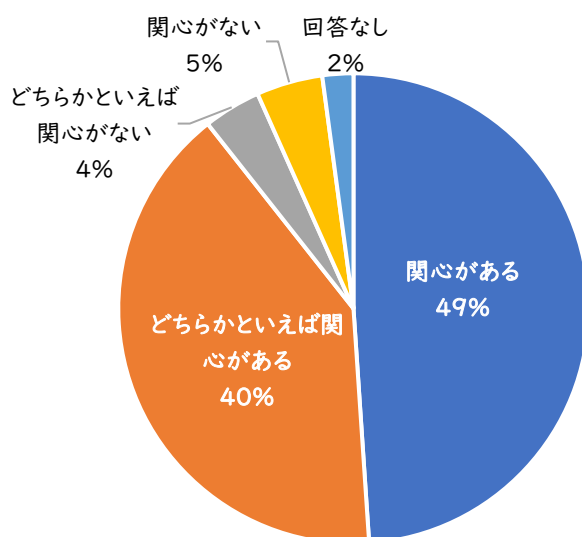
図3-27 再生可能エネルギー種別ポテンシャル
(太陽光発電、風力発電は、発電電力量を熱量換算した値)

3-9 地球温暖化に関する意識（町民・事業者意識調査結果）

町民、事業者を対象として、令和6（2024）年度に意識調査を実施しました。期間は令和6（2024）年10月7日から10月25日の間で、対象は18歳以上の町民1,000人と事業者100社です。回収結果は、町民は回答数329件、回収率32.9%、事業者は回答数38件、回収率38%でした。各主体が重要視する項目や課題を整理することで、問題意識を把握し町民、事業者と連携した地球温暖化対策を推進していきます。

（1）町民

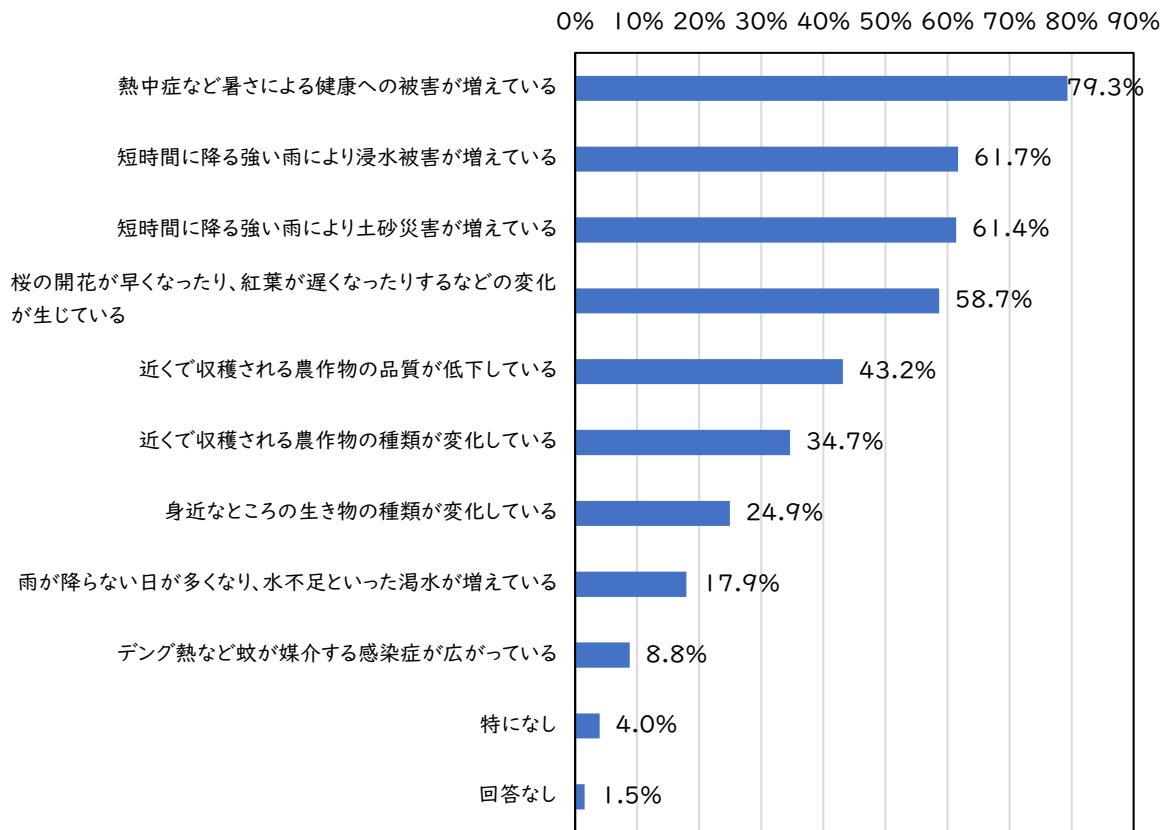
地球温暖化に対する関心では49%の町民が「関心がある」と回答し、40%の町民が「どちらかといえば関心がある」と回答しました。合計では89%と、地球温暖化に対して高い関心を持っていることがわかりました。



(n=329)

図3-28 地球温暖化に対する関心【単数回答】（町民意識調査）（n=329）

近年、身近に感じる気候の変化による影響については、「熱中症など暑さによる健康への被害が増えている」といった健康面に関する回答が最も多く、次いで「短時間に降る強い雨により浸水被害が増えている」、「短時間に降る強い雨により土砂災害が増えている」といった自然災害に関する回答が多くなっています。本町においてもこれらの影響に対応していくための対策が必要です。

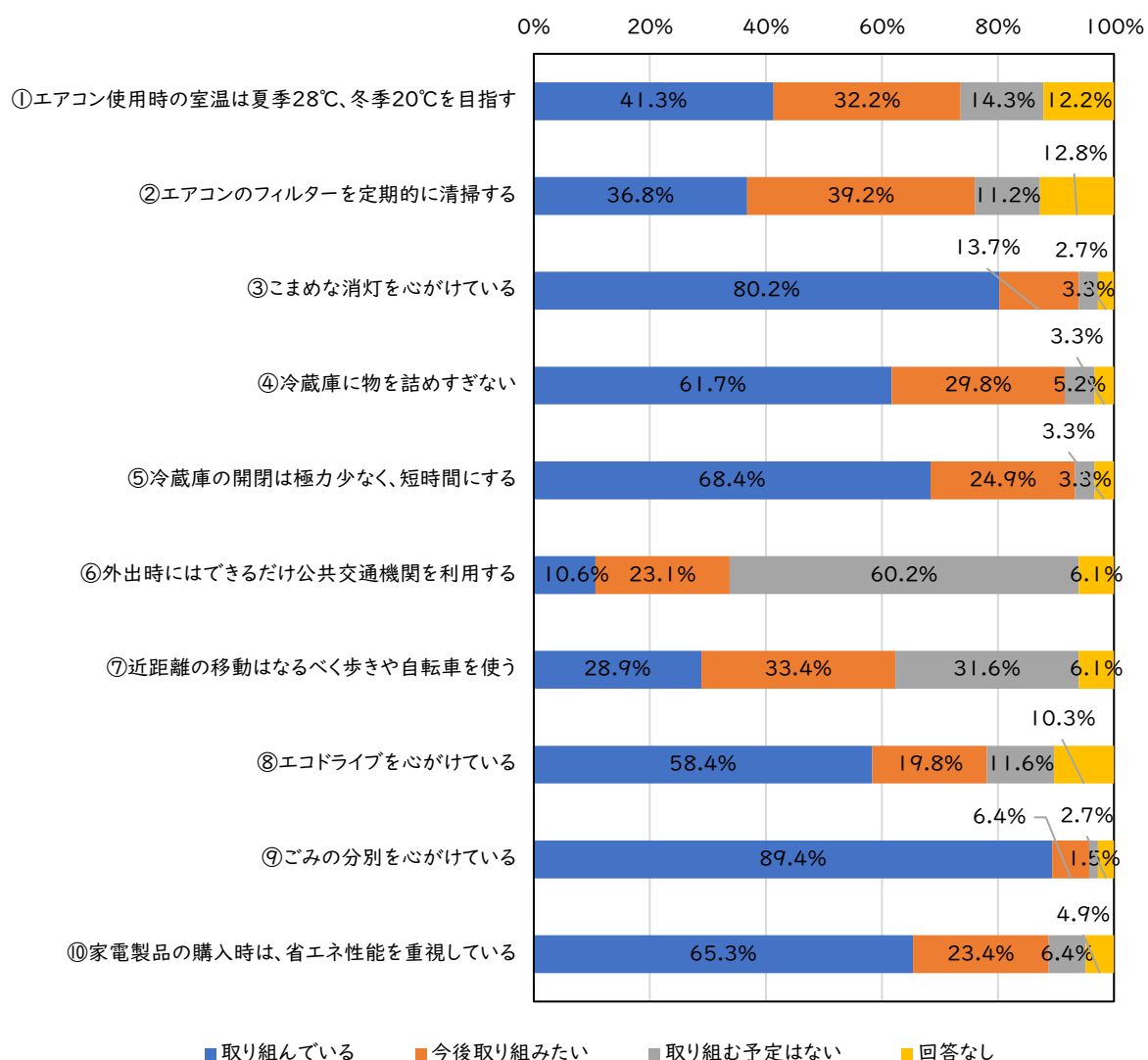


(n=329)

図3-29 身近に感じる気候の変化による影響【複数回答】(町民意識調査)

町民が行っている地球温暖化対策に資する取組について、最も実施されていたのは「ごみの分別を心がけている」であり、次いで「こまめな消灯を心掛けている」となりました。習慣化されている取組や、家計の節約に直結する取組については、実施している町民が多いため、省エネルギーの促進にあたっては、取組の習慣化や、地球温暖化対策が家計の節約等、メリットのある取組であることを認識してもらうことが重要であると考えられます。

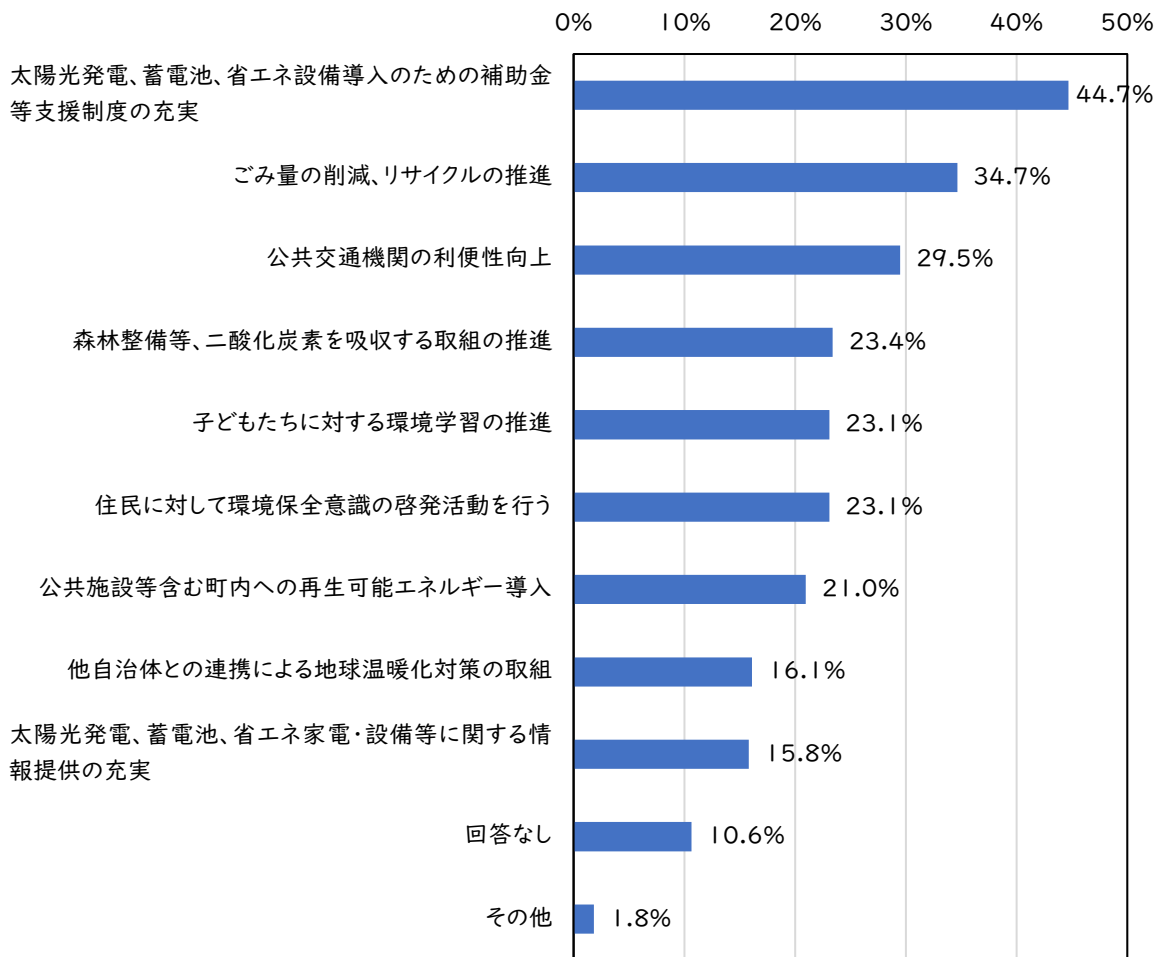
また、取り組む予定はないと回答されたのは「外出時にはできるだけ公共交通機関を利用する」、「近距離の移動はなるべく徒歩や自転車を使う」が多くなりました。コンパクトシティ化により公共交通機関の利用を促進することや、自動車の脱炭素化を推進していく必要があります。



(n=329)

図3-30 地球温暖化対策に資する取組の実施状況【それぞれ単数回答】
(町民意識調査)

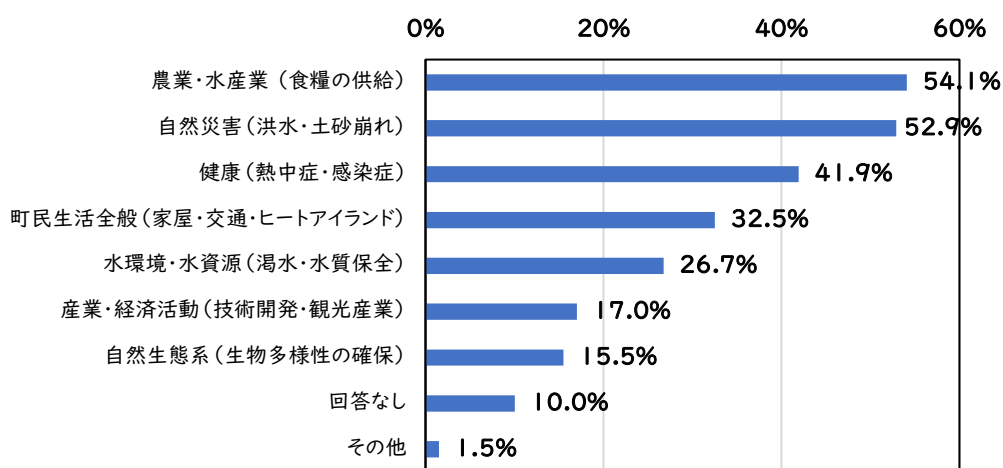
地球温暖化の原因となる二酸化炭素を削減するため、町に行ってほしい取組については、「太陽光発電、蓄電池（電気を蓄えられる機能を持った充電装置）、省エネ設備導入のための補助金等支援制度の充実」が最も多く、次いで「ごみ量の削減、リサイクルの推進」の回答が多くなりました。既存の補助制度拡充やメニューの多様化について検討していく必要があります。



(n=329)

図3-31 町に行ってほしい地球温暖化対策【複数回答】（町民意識調査）

また、地球温暖化に伴う気候変動の影響に対処するため、町が優先的に進めていくべき取組の分野については、「農業・水産業（食糧の供給）」が最も多く、次いで「自然災害（洪水、土砂崩れ）」の回答が多くなりました。本結果を踏まえ、気候変動への適応策を検討します。



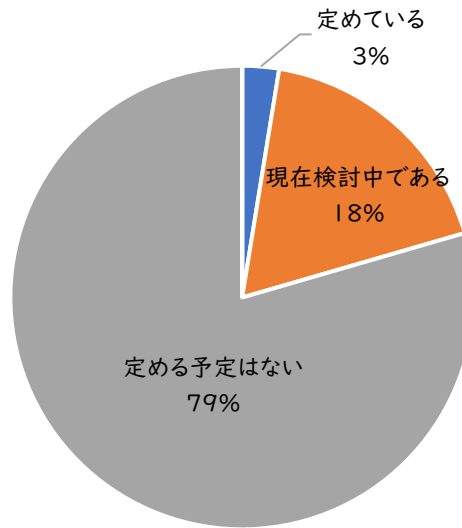
(n=329)

図3-32 気候変動の影響への対応について町が優先的に進めるべき分野【複数回答】
(町民意識調査)

(2) 事業者

温室効果ガス排出量の削減に向けて、削減目標や方針を21%の事業者が「定めている」、「現在検討中である」と回答し、79%の事業者は削減目標や方針の設定に消極的でした。

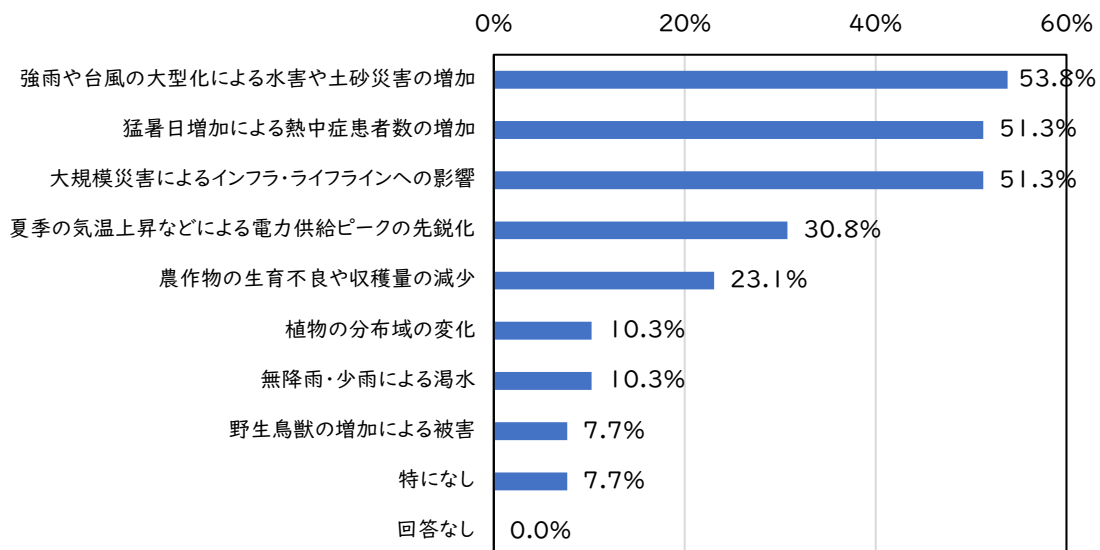
エネルギー消費量の見える化や脱炭素経営に向けた普及啓発を行う必要があります。



(n=39)

図3-33 温室効果ガス排出量削減に向けた目標や方針の設定状況【単数回答】
(事業者意識調査)

近年の地球温暖化による気候変動について、影響を与える可能性の高い不安要素は「強雨や台風の大型化による水害や土砂災害の増加」が最も多く、次いで「猛暑日増加による熱中症患者数の増加」、「大規模災害によるインフラ・ライフラインへの影響」が多くなりました。町民意識調査の回答においても「自然災害対策」への取組は求められていたことから、優先的に推進していく必要があります。



(n=39)

図3-34 気候変動の影響における不安要素【複数回答】(事業者意識調査)

地球温暖化対策を進める上での課題については、「資金の不足」が最も多く、次いで「情報の不足」、「ノウハウの不足」が挙げられました。

補助制度の検討やノウハウの情報提供を推進していく必要があります。

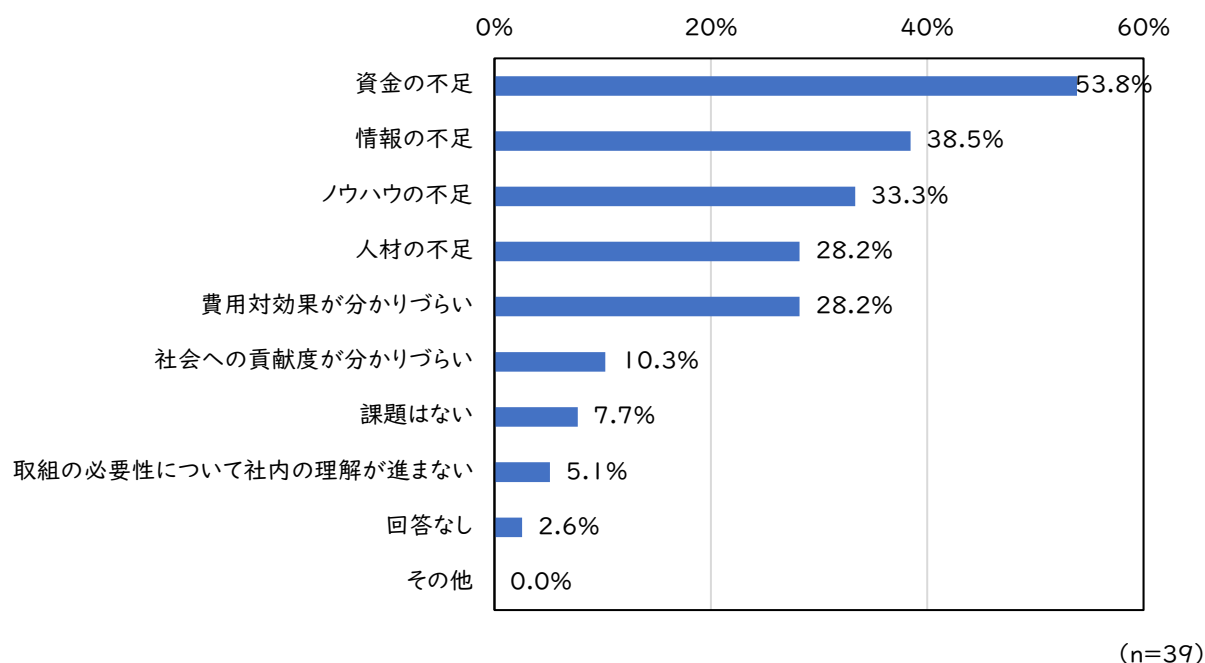


図3-35 地球温暖化対策を進める上での課題【複数回答】（事業者意識調査）

地球温暖化対策に関して知りたい情報は「国や町が行っている取組に関する情報」が最も多く、次いで「事業者向けの支援制度、補助金等の情報」、「地球温暖化防止のために行動すべき具体的な取組やその効果に関する情報」となりました。

本町に関する情報のみならず、国や県において行っている補助制度や取組の情報を積極的に提供していく必要があります。

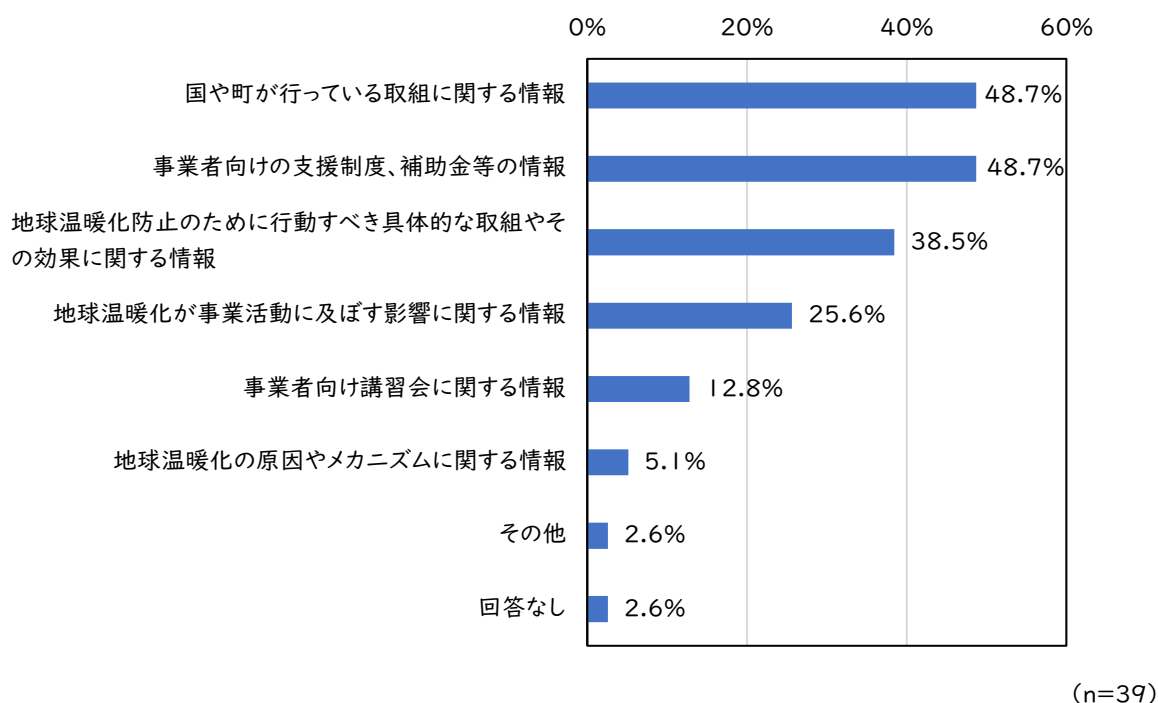


図3-36 地球温暖化対策に関して知りたい情報【複数回答】（事業者意識調査）

地球温暖化対策で町に行ってほしい取組については、「補助金等支援制度の充実」が最も多く、次いで「事例や効果等の情報提供」、「町として具体的な地球温暖化対策の目標を示すこと」となりました。

補助金等支援制度の拡充を検討するとともに、普及啓発活動を中心として情報提供を積極的に行う必要があります。

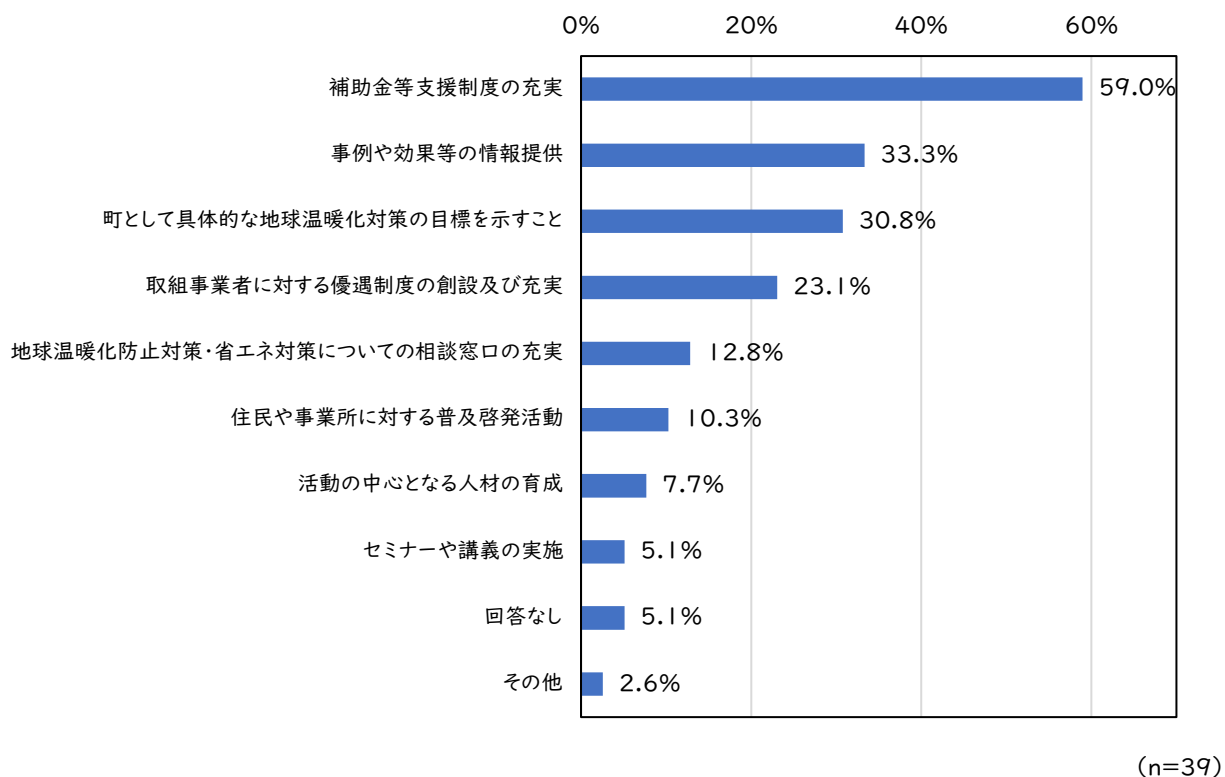


図3-37 地球温暖化への対応で町に行ってほしい取組【複数回答】（事業者意識調査）



©東京ハイジ／五戸町

第4章 温室効果ガス排出量の 現況把握と将来推計

4-1 温室効果ガス排出量の現況

(1) 温室効果ガス排出量の現況推計の考え方

温室効果ガス排出量の現況推計は、表2-1に掲げる本計画の対象部門・分野の温室効果ガスについて、環境省が地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトにて公表している「自治体排出量カルテ」に掲載された値をもとに、アンケート結果を盛り込んだ本町独自の推計値である「現況排出量独自推計」を算出しました。

この「現況排出量独自推計」は、「自治体排出量カルテ」が国や都道府県の排出量から人口等統計値に基づく按分によって算出されているのに対し、アンケートに基づく町民や事業者のエネルギー使用量の実態を反映したものであり、より正確に本町の排出量を表していると考えられます。今後も進捗管理の際にアンケート等を実施することにより、削減努力の成果を反映することが可能です。

なお、自治体排出量カルテで使用されている現況推計の算出方法は、排出される二酸化炭素排出量が活動量に比例すると仮定し、都道府県の活動量あたりの二酸化炭素排出量に市区町村の活動量を乗じて推計されています。部門別の算出方法の詳細は資料編に記載します。

(2) 温室効果ガス排出量の現況推計

本町の温室効果ガス排出量の状況は表4-1のとおりです。本町における令和3(2021)年度の二酸化炭素排出量は129,020t-CO₂で、全体として平成25(2013)年度(基準年度)から約29%減少しています。特に製造業を筆頭とした産業部門の排出量が30%以上減少しており、その他の部門においても減少しています。

表4-1 基準年度及び現況年度の排出量等の状況

区 分			2013 年度(基準年度)			2021 年度(現況年度)			
			活動量	単 位	排出量 (tCO ₂ /年)	活動量	単 位	排出量 (tCO ₂ /年)	基準年度比
産業部門	製造業		1,807,293	万円	54,298	2,201,014	万円	36,120	-33%
	建設業・鉱業		738	人	2,235	634	人	1,756	-21%
	農林水産業		360	人	15,114	257	人	9,643	-36%
業務その他部門			3,774	人	20,330	3,341	人	13,510	-34%
家庭部門			7,025	世帯	44,007	6,997	世帯	30,997	-30%
運輸部門	自動車	旅客	10,289	台	18,831	9,942	台	13,512	-28%
		貨物	4,946	台	24,707	4,723	台	21,467	-13%
廃棄物分野	一般廃棄物		4,470	トン	2,083	4,323	トン	2,014	-3%
合 計					181,605			129,020	-29.0%

※2021 年度(現況年度)は自治体排出量カルテにアンケート結果を加味した値。

※活動量のデータは、産業部門・業務その他部門は「経済センサス活動調査」、家庭部門は「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」、運輸部門は「自動車保有車両数統計電子データ版」のもの。

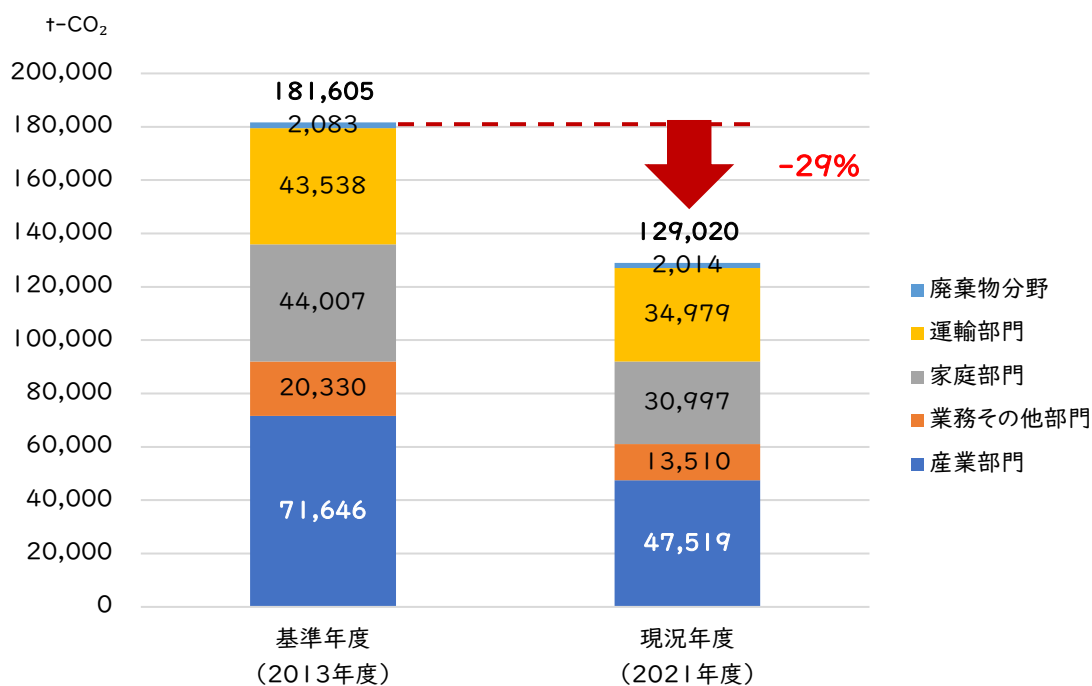


図4-1 温室効果ガス排出量の現況

4-2 温室効果ガス将来推計

(1) 温室効果ガス排出量の将来推計の考え方

温室効果ガス排出量の将来推計は、基準年度の排出量から、①人口減少や製造品出荷額の増減等の活動量変化を考慮した場合の将来推計結果（現状すう勢：BAU）をもとに、②本計画で予定する施策に基づいて温室効果ガス排出削減対策が各主体で実施された場合の削減量（追加的削減量）を算出します。

また、③吸収量及び④再生可能エネルギーの導入による削減量を算出します。以上を総合的に踏まえた値で、令和 12（2030）年度及び令和 32（2050）年度の温室効果ガス排出量を推計します。

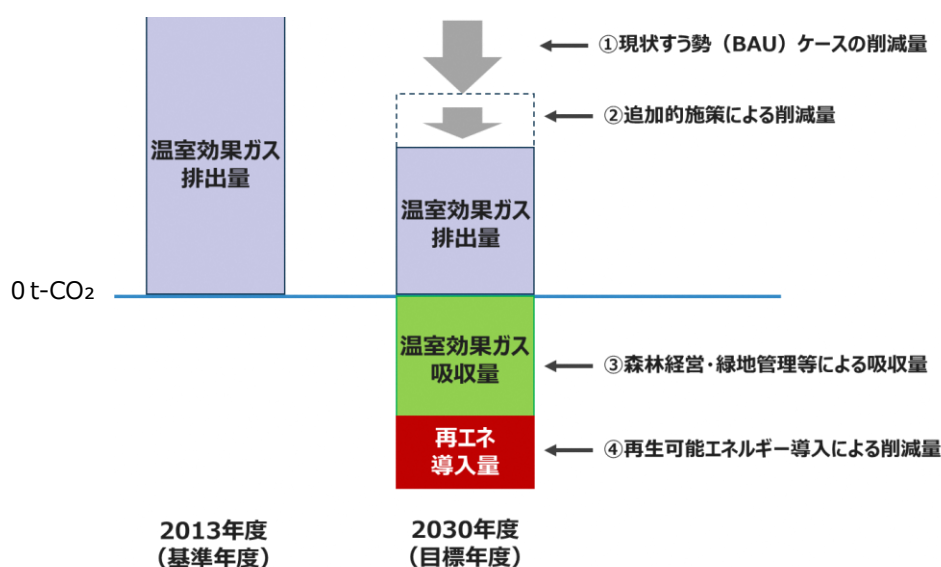


図4-2 将来推計の考え方のイメージ

(2) 現状すう勢における温室効果ガス排出量の将来推計（BAU）

本町における将来の温室効果ガス排出量について、今後追加的な対策を見込まないまま、町の世帯数や産業等における活動量の変化に基づく排出量を推計した結果（現状すう勢における将来推計結果）を示します。

なお、活動量の変化については、各活動項目について現況年度（令和3（2021）年度）を起点として過去10年間の実績をもとにそれぞれの将来推計年度の活動量を求めています。

また、令和12（2030）年度および令和32（2050）年度の電力排出係数については国の地球温暖化対策計画において示されている $0.000253\text{t-CO}_2/\text{kWh}$ を用いています。

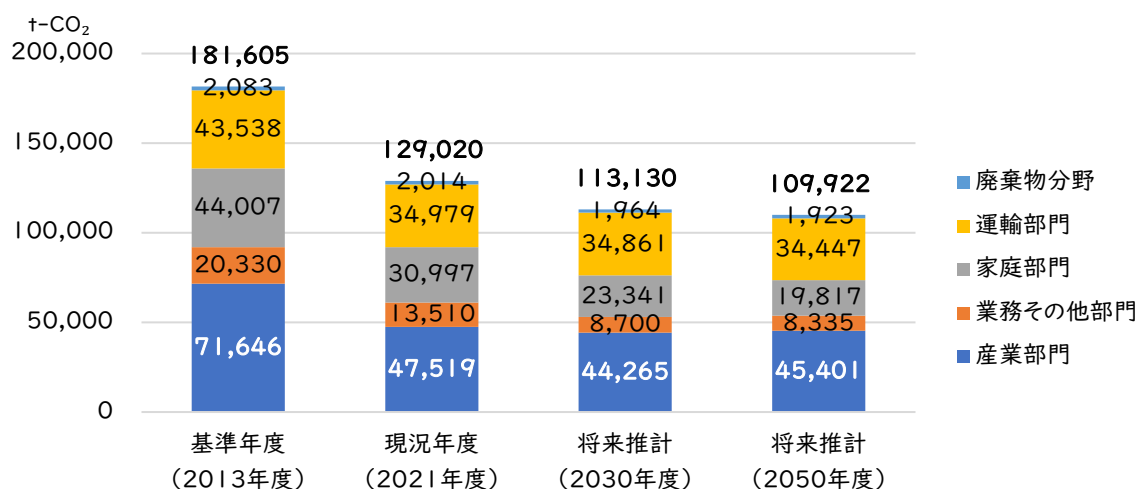
推計の結果、令和12（2030）年度の排出量は $113,130\text{t-CO}_2$ 、令和32（2050）年度の排出量は $109,922\text{t-CO}_2$ と算出されました。

表4-2 活動量の将来変化

区分			活動項目	単位	2013年度	2021年度	2030年度	2050年度
産業部門	製造業		製造品出荷額	億円	180.7	220.1	250.5	267.9
	建設業・鉱業		従業員数	人	738	634	613	580
	農林水産業		従業員数	人	360	257	241	209
業務その他部門			従業員数	人	3,774	3,341	3,260	3,123
家庭部門			世帯数	世帯	7,025	6,997	6,839	5,806
運輸部門	自動車	旅客	保有台数	台	10,289	9,942	9,989	9,896
		貨物	保有台数	台	4,946	4,723	4,683	4,620
廃棄物分野	一般廃棄物		焼却量	トン	4,470	4,323	4,215	4,128

表4-3 温室効果ガス排出量の将来推計（現状すう勢ケース）（単位 t-CO₂）

区分	基準年度 2013年度	現況年度 2021年度	将来推計 2030年度	将来推計 2050年度
産業部門	71,646	47,519	44,265	45,401
業務その他部門	20,330	13,510	8,700	8,335
家庭部門	44,007	30,997	23,341	19,817
運輸部門	43,538	34,979	34,861	34,447
廃棄物分野	2,083	2,014	1,964	1,923
合計	181,605	129,020	113,130	109,922



※森林吸収量については、森林整備等の対策が講じられている状態において発生するものであるため、現状のまま対策を講じないケース（BAU ケース）には含まないこととします。

図4-3 温室効果ガス排出量の将来推計（現状すう勢ケース）

(3) 追加的削減量

ア 省エネルギー対策に係る削減量

本計画の6章で記載されている省エネ対策を実施することにより、現状すう勢ケースからさらなる温室効果ガス排出削減量が見込まれます。国が地球温暖化対策計画（令和3（2021）年 10 月閣議決定）において掲げる取組による削減見込量から本町の活動量比に応じて削減見込量を算出しました。

推計の結果、2030 年の追加的削減量は 1,494t-CO₂、2050 年は 11,682t-CO₂が見込まれました。

表4-4 追加的施策による削減見込み量（2030 年）

区分	取組の内容	削減量 (t-CO ₂)
産業部門	・産業用照明の導入	220
業務その他 部門	・高効率照明の導入 ・クールビズ・ウォームビズの実施徹底の促進	451
家庭部門	・高効率照明の導入 ・クールビズ・ウォームビズの実施徹底の促進 ・家庭エコ診断	748
運輸部門	・LED 道路照明の整備促進 ・自転車の利用促進	74
合計		1,494

表4-5 追加的施策による削減見込み量（2050 年）

区分	取組の内容	削減量 (t-CO ₂)
産業部門	・省エネルギー農機の導入 ・高効率空調の導入 ・産業用照明の導入 ・高性能ボイラーの導入 ・省エネルギー設備の増強	695
業務その他 部門	・業務用給湯器の導入 ・高効率照明の導入 ・トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上 ・EV ごみ収集車の導入 ・クールビズ・ウォームビズの実施徹底の促進	1,109

家庭部門	・住宅の省エネルギー化（新築） ・住宅の省エネルギー化（改修） ・高効率照明の導入 ・高効率給湯器の導入 ・トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上 ・クールビズ・ウォームビズの実施徹底の促進 ・家庭エコ診断	2,701
運輸部門	・公共交通機関の利用促進 ・次世代自動車の普及、燃費改善 ・LED 道路照明の整備促進 ・自転車の利用促進 ・エコドライブの推進	6,279
廃棄物分野	・家庭における食品ロスの削減	37
その他 部門横断	・建築物の省エネルギー化（新築） ・建築物の省エネルギー化（改修）	861
合計		11,682

イ 再生可能エネルギーの導入による削減量

「3-8 再生可能エネルギー導入状況と導入ポテンシャル」において算出された再生可能エネルギーの導入ポテンシャルを踏まえ、再生可能エネルギー種別ごとに導入見込み量を設定しました。それぞれの導入見込み量に基づく削減量は以下のとおりです。

なお、中小水力発電についてはポテンシャルがないため削減見込み量は対象外とし、風力発電については、ポテンシャルはあるものの、各ステークホルダー間の調整や自然環境への配慮等、慎重に検討を進める必要があることから、本計画の削減見込み量からは対象外とします。

表4-6 再生可能エネルギー導入量と二酸化炭素削減量（電気）

再生可能エネルギー種別	2030 年度		2050 年度	
	導入量 (MWh/年)	CO ₂ 削減量 (t-CO ₂)	導入量 (MWh/年)	CO ₂ 削減量 (t-CO ₂)
太陽光発電（建物系）	1,047	265	11,353	2,872
太陽光発電（土地系）	-	-	270,020	68,315
合計	1,047	265	281,373	71,187

表4-7 再生可能エネルギー導入量と二酸化炭素削減量(熱)

再生可能エネルギー種別	2030 年度		2050 年度	
	導入量 (GJ/年)	CO ₂ 削減量 (t-CO ₂)	導入量 (GJ/年)	CO ₂ 削減量 (t-CO ₂)
太陽熱	-	-	22,192	1,560
バイオマス熱			6,356	447
合計	-	-	28,548	2,007

表4-8 他地域からの再生可能エネルギー導入量と二酸化炭素削減量(電気)

他地域からの再生可能 エネルギー導入量	2050 年度	
	導入量 (MWh/年)	CO ₂ 削減量 (t-CO ₂)
導入見込み量	17,695	4,477
合計	17,695	4,477

ウ 吸収量

本町の森林全体の温室効果ガス吸収量は、「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)」のうち「森林吸収源対策を行った森林の吸収のみを推計する簡易手法」に基づいて推計しました。

推計の対象とする森林は「森林経営対象森林」であり、森林経営活動に伴う面積に森林経営活動を実施した場合の吸収係数(2.46t-CO₂/ha・年)を乗じて算出しました。

本町には 8,496ha の森林が存在しており、国有林がなく、県有林、町有林、私有林によって構成されています。全森林の人工林率は 63.5%であり、人工林ではスギが 70%以上を占めています。

国有林とそれ以外の民有林の樹種ごとの森林面積に対し、林野庁が公表している FM 率(Forest Management 率、森林経営率)をそれぞれ乗じて森林経営面積を算出し、吸収係数を乗じて二酸化炭素吸収量を算出したところ、14,936t-CO₂/年となりました。

表4-9 五戸町の民有林の森林経営面積(単位:ha)

区分	樹種	民有林	民有林 FM 率	民有林 FM 面積
人工林	スギ	3,885	0.89	3,458
	カラマツ	335	0.89	298
	その他	1,132	0.74	837
天然林	全樹種	3,079	0.48	1,478
合計	-	8,431	-	6,072

※FM 率は林野庁「森林吸収源インベントリ情報整備事業「森林経営」対象森林率調査(指導取りまとめ業務)」で示されている 2021 年度の値を使用。

表4-10 五戸町の森林経営面積と年間森林吸収量の推計

区分	面積	単位	CO ₂ 吸収量	単位
国有林	-	ha	-	t-CO ₂ /年
民有林	6,072	ha	14,936	t-CO ₂ /年
合計	6,072	ha	14,936	t-CO ₂ /年

また、本町における森林整備面積（区域外）や緑化面積に係る吸収量についても同様に、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」に基づき推計しました。

森林吸収量と合わせると 20,569t-CO₂/年の削減が見込まれます。

今後も継続的に森林経営や緑地の適切な管理を行うことで、現況と同程度の吸収量が毎年見込まれると考えられます。

表4-11 五戸町の吸収量総括

区分	面積	単位	CO ₂ 吸収量	単位
森林経営面積	6,072	ha	14,936	t-CO ₂ /年
森林整備面積（区域外）	11.8	ha	29	t-CO ₂ /年
緑化面積	3,639	ha	5,604	t-CO ₂ /年
合計			20,569	t-CO ₂ /年

（４）五戸町における温室効果ガス排出量の将来推計まとめ

前述（２）、（３）を踏まえて推計した令和 12（2030）年度及び令和 32（2050）年度の温室効果ガス排出量の見込みは以下のとおりです。

表4-12 温室効果ガス排出量の将来推計（単位：t-CO₂）

区分	基準年度 2013 年度	現況年度 2021 年度	将来推計 2030 年度		将来推計 2050 年度	
			排出量	2013 年度 比増減率	排出量	2013 年度 比増減率
産業部門	71,646	47,519	44,044	-38.5%	44,275	-38.2%
業務その他部門	20,330	13,510	8,249	-59.4%	6,795	-66.6%
家庭部門	44,007	30,997	22,593	-48.7%	17,116	-61.1%
運輸部門	43,538	34,979	34,787	-20.1%	28,168	35.3%
廃棄物分野	2,083	2,014	1,964	-5.7%	1,886	-9.4%
吸収量	-	-	-20,569	-	-20,569	-
再生可能 エネルギー導入	-	-	-265	-	-77,670	-
合計	181,605	129,020	90,802	-50%	0	-100%

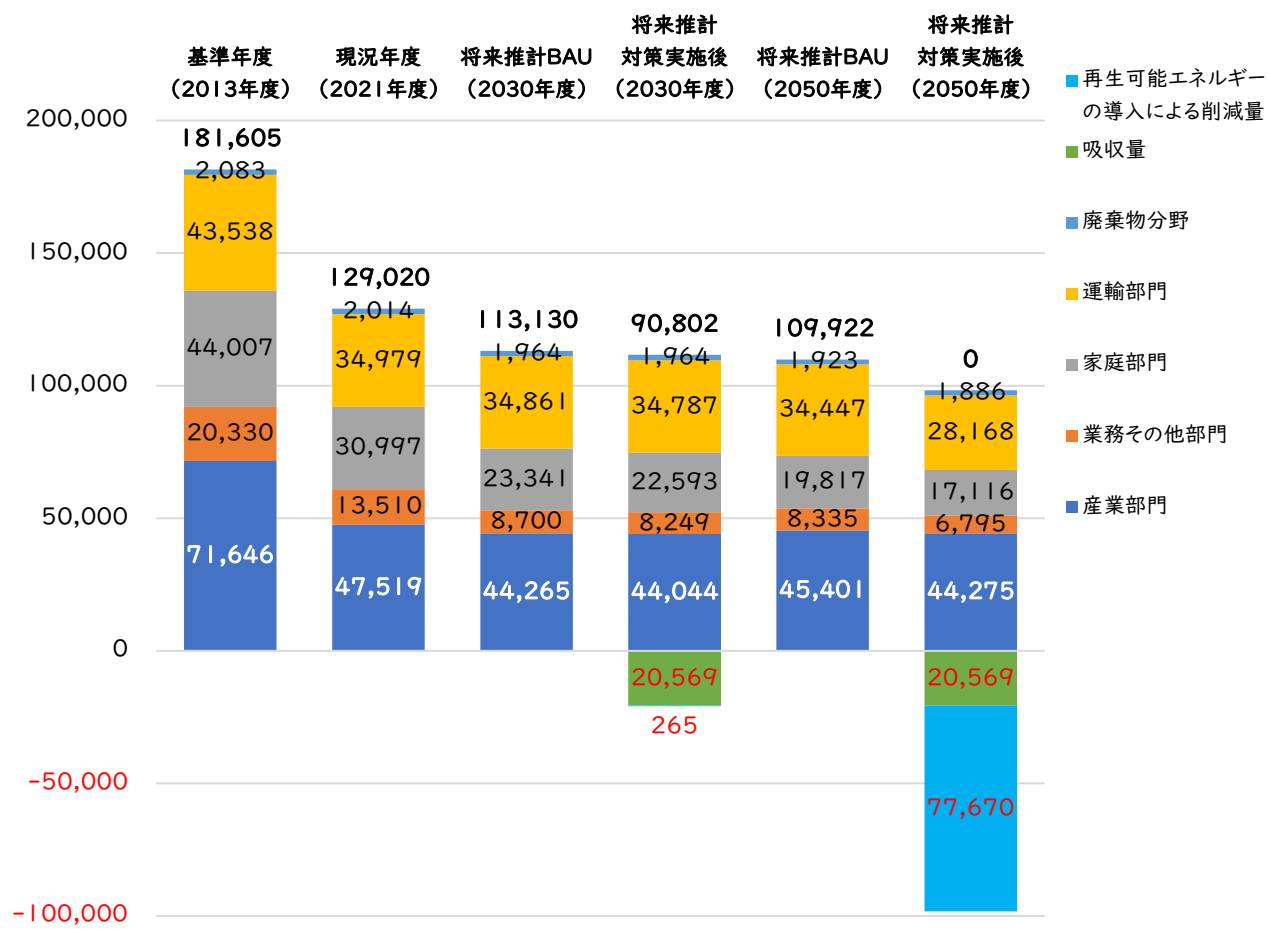


図4-4 温室効果ガス排出量の将来推計のまとめ



©東京ハイジ／五戸町

第5章 将来像と計画の目標



©東京ハイジ／五戸町

5-1 将来像と計画の目標

地球環境にやさしい持続可能なまちを次の世代に引き継ぐために、町、町民、事業者が連携を図り、ゼロカーボンシティの実現を目指す必要があります。

各主体が同じ方向に向かい取組を推進するため、将来像として「ごのへの未来を共に創る、脱炭素で広がる新しい郷のかたち」を掲げました。

本計画の施策を連動的に推進し、各数値目標を達成することで、将来像の実現を目指すとともに、地域課題の同時解決を図り、SDGsの達成にも寄与します。

【五戸町基本構想】

人とまちの活力で未来を拓く、共創（協創）の郷 ごのへ

地域課題の同時解決

【五戸町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】



将来像

ごのへの未来を共に創る、脱炭素で広がる新しい郷のかたち

2050 年度目標

- 二酸化炭素排出量実質ゼロ
- 再生可能エネルギー（電気）を 299,068MWh/年導入
- 再生可能エネルギー（熱）を 28,548GJ/年導入

2030 年度目標

- 二酸化炭素排出量を 2013 年度比50%削減
- 再生可能エネルギーを 1,047MWh/年導入

5-2 地域課題同時解決の考え方

国の第六次環境基本計画では、環境政策の目指すところは、「環境保全上の支障の防止」及び「良好な環境の創出」からなる環境保全と、それを通じた「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の上昇」であるとされ、「ウェルビーイング／高い生活の質」が環境・経済・社会の統合的向上の共通した上位の目的として設定されています。

また、地方公共団体は、地球温暖化対策のみならず、人口減少や少子高齢化への対応、地域経済の活性化等、様々な社会経済的な課題を抱えていることから、これらの課題を複合的に解決していくことが求められています。本町においても、地球温暖化対策と併せて地域の諸課題を解決することを念頭に施策を推進し、SDGs への貢献、住民の「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現を目指します。

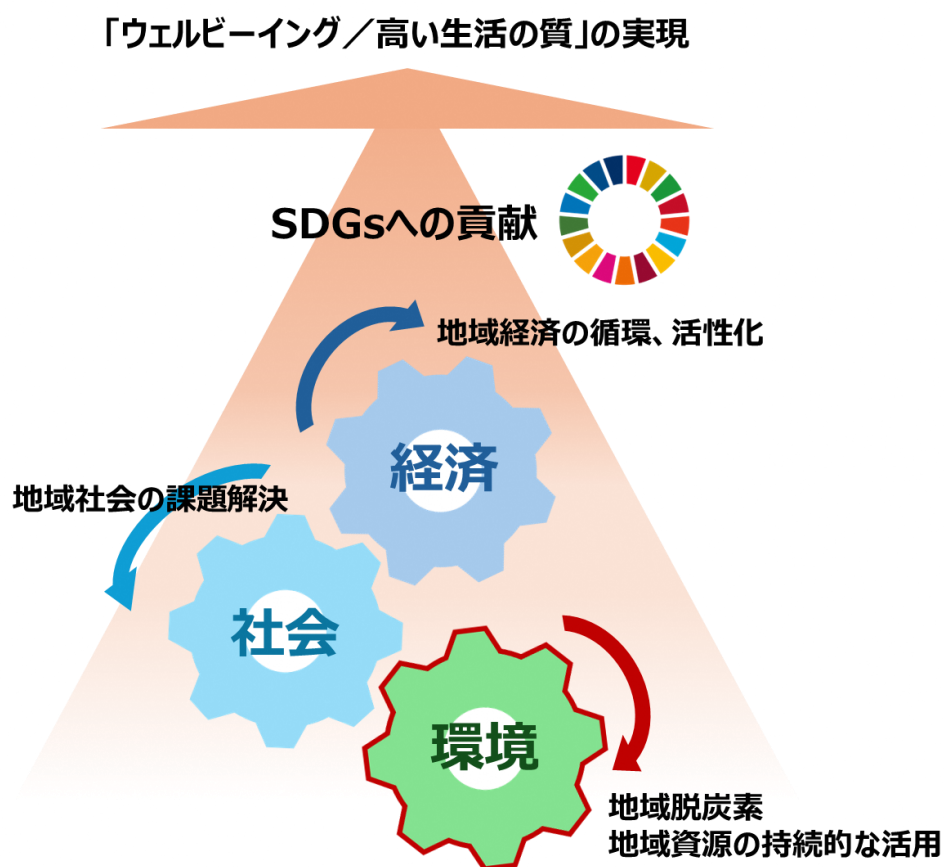


図5-1 「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現イメージ

5-3 温室効果ガス削減目標

国の「地球温暖化対策計画」では、中期目標として「令和 12(2030)年度において、温室効果ガスを平成 25(2013)年度から 46%削減することを目指し、さらに 50%の高みに向け、挑戦を続けていく」旨が示されています。

また、県の「青森県地球温暖化対策推進計画」では、「令和 12(2030)年度に平成 25(2013)年度比で 51.1%削減」する旨が示されています。

第4章における温室効果ガス排出量の推計結果及び県の目標を踏まえ、本町における温室効果ガス削減目標を以下のとおり定めます。

温室効果ガス削減目標(中期目標)

令和 12(2030)年度の町内における二酸化炭素排出量について、
平成 25(2013)年度比で 50%削減します。

温室効果ガス削減目標(長期目標)

令和 32(2050)年度までのできるだけ早期に
二酸化炭素排出量実質ゼロの実現を目指します。

＼ 目標達成に向け、地球温暖化の問題を自分ごととして捉え、行動を起こしましょう！ ／



©東京ハイジ／五戸町

5-4 再生可能エネルギー導入目標

前述の温室効果ガス削減目標達成とともに、町内におけるエネルギー需要を再生可能エネルギーで賄うことでエネルギーの地産地消による地域経済の活性化を目指すため、以下のとおり再生可能エネルギー導入目標を設定しました。

再生可能エネルギー導入目標（中期目標）

令和 12 (2030) 年度導入目標（電気）： 1,047 MWh/年

再生可能エネルギー導入目標（長期目標）

令和 32 (2050) 年度導入目標（電気）： 299,068 MWh/年
令和 32 (2050) 年度導入目標（熱）： 28,548 GJ/年

表5-1 再生可能エネルギー導入目標の内訳（電気）

エネルギー種別	2030 年度導入目標 (MWh/年)	2050 年度導入目標 (MWh/年)	2050 年度の実現イメージ
太陽光 (建物系)	1,047	11,353	本町における導入ポテンシャルの約6%に相当する再生可能エネルギーが導入されている。
太陽光 (土地系)	—	270,020	本町における導入ポテンシャルの約 20%に相当する再生可能エネルギーが導入されている。
他地域からの 再生可能 エネルギー導入	—	17,695	2050 年度脱炭素のために必要な CO ₂ 削減量を、他の地域からの再生可能エネルギー導入により賄う。※
合計	1,047	299,068	—

※町民のアンケート調査より、再エネ電気プランを利用してみたいと答えた方の割合（諸条件あり）は、73%だったため、2050 年活動量変化予測により 5,806 世帯の73%、4,238 世帯に導入したと仮定する。その際の条件は、再エネ電力プランを CO₂ フリープランとし、1世帯あたりの消費電力は、環境省が令和3年度調査における全国平均の電気消費量、4175kWh を採用する。

表5-2 再生可能エネルギー導入目標の内訳（熱）

エネルギー種別	2030 年度導入目標 (GJ /年)	2050 年度導入目標 (GJ /年)	2050 年度の実現イメージ
太陽熱	—	22,192	本町における導入ポテンシャルの約 30%に相当する再生可能エネルギーが導入されている。
バイオマス熱	—	6,356	本町における未利用材の約5%を活用することを想定。
合計	—	28,548	—



©東京ハイジ／五戸町

第6章 目標達成に向けた施策

6-1 施策の体系図

【貢献するSDGs】



【将来像】

このへの未来を共に創る、脱炭素で広がる新しい郷のかたち

【基本方針】

省エネルギー
対策の推進

再生可能エネルギーの
普及拡大

地球温暖化対策
総合的な

【施策】

暮らしにおける
省エネルギー対策

事業活動における
省エネルギー対策

地域における
省エネルギー対策

公共施設等への
率先的な再生可能
エネルギー導入

町内への
再生可能エネルギー
導入・活用推進

吸収源対策

ごみの減量化・
資源化の促進

基盤的施策の推進

気候変動への適応

【具体的な取組】

住宅の省エネ促進/省エネ機器の導入促進/エネルギー消費
量の見える化の促進/脱炭素型ライフスタイルへの移行促進

建築物の省エネ促進/省エネ設備の導入促進/エネルギー消
費量の見える化の促進/スマート農林業の推進/脱炭素経営
への移行促進/企業誘致と町内企業の活性化

公共施設の省エネ化推進/公共交通等の利用促進/次世代
自動車の導入促進/コンパクトな脱炭素型まちづくりの推進

太陽光発電設備、蓄電池等の導入拡大/木質バイオマス発電・熱
設備の検討/再生可能エネルギー由来電力の導入

太陽光発電・蓄電池・太陽熱設備の導入促進/再生可能エネ
ルギー由来電力への切替促進/町産木材を活用した木質バイ
オマス利用促進/未利用の土地やエネルギー資源の活用検討
/再生可能エネルギー供給事業者等の立地促進

森林の整備・保全/バイオ炭の普及促進

家庭ごみ・事業ごみの削減/食品ロス削減の推進/資源の有
効活用促進/環境配慮型商品の普及促進

環境学習機会の提供・支援/青森このへグリーンツーリズムの
展開/他自治体・企業との連携

農林業分野の対策/自然生態系分野の対策/自然災害の対
策/健康への影響対策/生活基盤における対策

6-2 施策の推進

本計画の目標実現に向けた施策について、基本方針ごとに具体的な取組を示します。

行政が旗振り役となり、率先して施策を推進するとともに、町民、事業者と協働し、一丸となって脱炭素化を進めます。

基本方針 | 省エネルギー対策の推進

《貢献する SDGs》



私たちの日常生活に欠かすことのできない電気、ガス等はもちろん、現代社会の基礎になっている運輸、通信等はすべてエネルギーを利用しています。脱炭素に向けて、まずは、エネルギー消費量を減らす、いわゆる省エネルギー対策を推進し、温室効果ガスの大部分を占めるエネルギー起源の二酸化炭素排出量を削減する必要があります。

省エネルギー対策には、こまめに電源を切るなどの身近な取組から、省エネタイプの設備・機器を導入するといった費用がかかるものまで幅広くあります。

まずは、一人一人が省エネルギー対策を意識し、できることから実践することが大切です。

施策 | 暮らしにおける省エネルギー対策

省エネルギー性能に優れた新築住宅、リフォームの普及を進めるとともに、エネルギー使用量を把握し、適切な省エネ手法について情報提供や実施支援を行うことにより、エネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換を促進します。

町取組	内容
住宅の省エネ促進	既存の住宅、建築物の高気密、高断熱化等の省エネルギー化について、普及啓発、実施支援を行うとともに、新築の住宅における ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の普及啓発、実施支援を行います。
省エネ機器の導入促進	高効率換気空調設備、高効率照明機器、高効率給湯器、コージェネレーション等の省エネ性能の高い設備・機器の導入について、普及啓発、導入支援を行います。
エネルギー消費量の見える化の促進	エネルギー消費量を知り、対策を講じることを促すため、EMS（エネルギーマネジメントシステム）の情報提供を行うとともに、二酸化炭素排出量の見える化を図ります。
脱炭素型ライフスタイルへの移行促進	脱炭素なライフスタイルへの変革に向け、「デコ活」や「家庭エコ診断」等の普及啓発を行います。

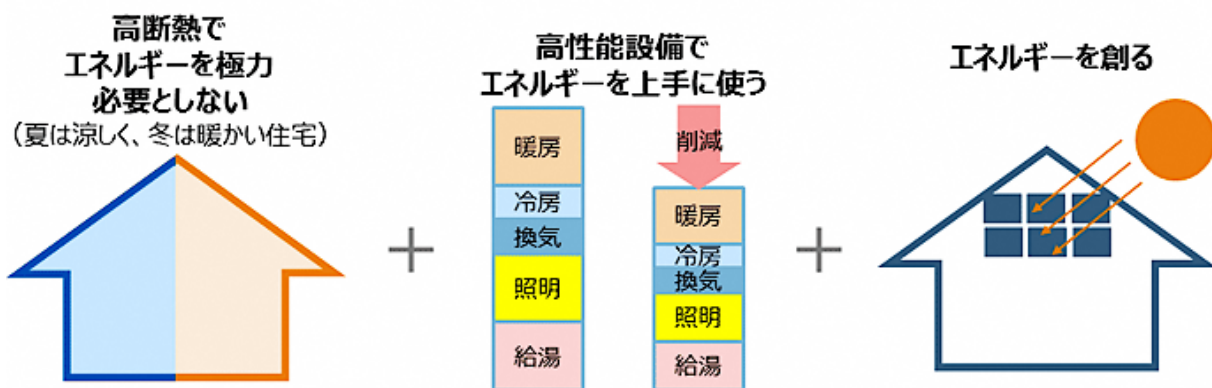


図6-1 ZEH のイメージ図

デコ活で将来の豊かな暮らしを！

「デコ活」とは、二酸化炭素 (CO₂) を減らす (Decarbonization) と、環境に良い (eco) を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた新しい言葉で、2050 年カーボンニュートラル及び 2030 年度削減目標の実現に向けて、CO₂などの温室効果ガスの排出量削減のために、国民・消費者行動変容、ライフスタイル変革を後押しするための新しい国民運動です。



出典: 環境省デコ活

施策2 事業活動における省エネルギー対策

事業者に対して、情報提供、普及啓発を行うことにより、省エネ性能に優れた建築物の普及を進めるとともに、エネルギー使用量の把握や省エネルギー性能の高い設備、機器の自主的かつ計画的な導入を促進します。

また、ICT やロボット技術等の導入による事業活動等の省力化、効率化の取組について、普及啓発、実施支援を行います。

町の取組	内容
建築物の省エネ促進	既存の建築物の高気密化、高断熱化等の省エネルギー化について、普及啓発、実施支援を行うとともに、新築の建築物における ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の普及啓発、実施支援を行います。
省エネ設備の導入促進	既存の設備から高効率給湯器、高効率換気空調設備、高効率照明機器、コージェネレーション等の省エネ性能の高い設備・機器の交換・導入について、普及啓発、導入支援を行います。
エネルギー消費量の見える化の促進	エネルギー消費量を知り、対策を講じることを促すため、EMS（エネルギーマネジメントシステム）の情報提供を行うとともに、二酸化炭素排出量の見える化を図ります。
スマート農林業の推進	本町の基幹産業である農林業については、後継者不足も課題となっているため、人員不足等を補うべく、スマート化の推進を検討していきます。GPSを活用した技術導入や ICT 機器導入・機能向上事業に対し、実施支援を行います。
脱炭素経営への移行促進	脱炭素経営への移行を促進するため、先行企業の取組に関する情報提供、二酸化炭素排出量の把握、削減目標等の策定に関する支援を行います。
企業誘致と町内企業の活性化	地蔵平工業団地において、事業者と連携し、省エネ診断と FEMS 導入支援などを検討します。排出量削減に取り組むとともに、再生可能エネルギーを導入し、自家発電・自家消費によるコスト削減など、地域を支える産業の経営安定化を促進します。

スマート農業

スマート農業とは、「ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用する農業」のことです。作業の自動化により、人手を省き、位置情報と連動した経営管理アプリの活用により、作業の記録をデジタル化・自動化し、熟練者でなくても生産活動の主体になることが可能です。

スマート農業は人手不足や高齢化といった農業が抱える課題を解決し、持続可能な農業の実現に貢献します。また、地域社会の活性化や食料問題の解決にも繋がることが期待されており、今後の農業のあり方を大きく変える可能性を秘めています。



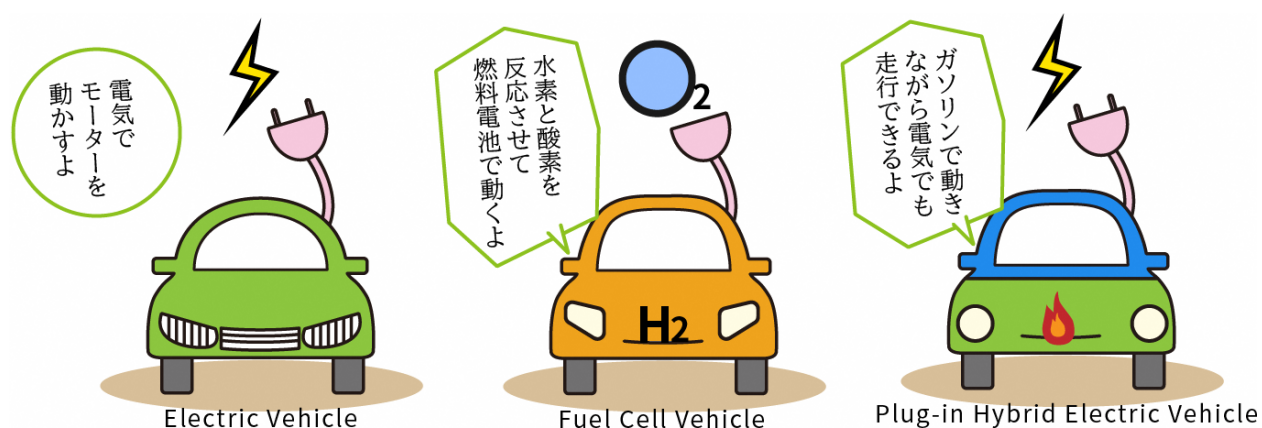
出典：農林水産省 スマート農業の展開について

施策3 地域における省エネルギー対策

町の実情に応じた AI オンデマンド型交通等の公共交通体系の構築を推進して公共交通機関等の利便性の向上を図り、普及啓発を行うことで町民の利用を促進します。自動車交通における環境負荷の低減のほか、蓄電、給電機能の活用等社会的価値にも着目し、EV、FCV への転換を促進し、併せて国等の制度の活用によるインフラ整備を促進します。

さらに、効率的な土地利用や交通流対策等によるコンパクトなまちづくりを推進します。

町の実施	内容
公共施設の省エネ化推進	公共施設（町営住宅を含む）について、省エネ機器導入や ZEB・ZEH 化を推進します。また、燃料転換により低炭素化が見込まれる施設については、改修・更新時に転換への検討を行い、同時に LP ガス災害バルクなど既存の設備と組み合わせられる機器については、地域レジリエンス強化の観点からも導入を検討します。
公共交通等の利用促進	既存のバス交通ネットワークの利便性を向上させると共に、必要に応じて AI オンデマンド交通（リクエスト型最適経路バス）への切り替えを行い、町民の公共交通利用を促進させます。
次世代自動車の導入促進	町民に向け ZEV（ゼロエミッション・ビークル）等の次世代自動車の導入促進に向けた情報提供、普及啓発、実施支援を行うほか、バスやトラック等の事業用自動車の電動化を促進させます。 なお、事業用には高額な投資が必要なため、町だけでなく、国や県の補助金も積極的に情報共有を行い、町全体の次世代自動車導入を促進させます。
コンパクトな脱炭素型まちづくりの推進	「五戸町立地適正化計画」に基づき、公共施設や五戸町歴史みらいパーク等の公共施設や商業・業務系拠点が集積する市街地について、公共交通機関への積極的利用促進を行うとともに、都市機能のコンパクト化（集住化等）を図ります。



出典：環境省

図6-3 EV、FCV、PHV の特徴

基本方針 | 省エネルギー対策の推進 における主体別の取組



町民 の取組

- 節電や節水を心がける。
- 冷暖房機器は適切な温度設定を行う。
- 住宅の新築、増改築時は、省エネルギー性能の高い建築に努める。
- 省エネ診断を受診し、省エネ機器の設置や暮らし方の見直し等を行う。
- 電化製品等を購入するときは、省エネルギー型のものを選択する。
- 外出時はできるだけ公共交通機関を利用する。
- 自動車を購入する際は、EV の購入を検討する。



事業者 の取組

- 節電や節水について、社員へ周知を行う。
- クールビズ、ウォームビズを推進し、適切な冷暖房温度の設定を行う。
- 事業所の新築、増改築時は、省エネルギー性能の高い建築に努める。
- 省エネ診断を受診するとともに、行政の支援制度を活用するなどしながら、診断結果に基づく省エネ活動や省エネ改修を実践する。
- 機材や設備を購入するときは、省エネルギー型のものを選択する。
- 事業用自動車を購入する際は、EV の購入を検討する。
- 通勤や事業活動での移動の際は、公共交通機関を利用する。

基本方針2 再生可能エネルギーの普及拡大

《貢献する SDGs》



省エネルギー対策によりエネルギー消費量を減らすことは重要ですが、私たちが生活を送る上で、エネルギー消費は必要不可欠です。エネルギー源の大半を占める石油等の化石燃料は、燃焼時に二酸化炭素を排出しているため、必要となるエネルギーについては、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーにより賄うことが脱炭素社会の実現につながります。

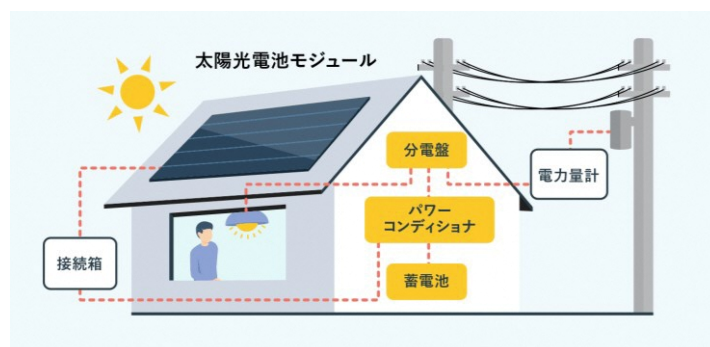
施策Ⅰ 公共施設等への率先的な再生可能エネルギー導入

再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、町が率先して公共施設等へ再生可能エネルギーの導入を行うとともに、災害時のレジリエンス強化やエネルギーの地産地消を推進します。

町の取組	内容
太陽光発電設備、蓄電池等の導入拡大	設置可能な地方公共団体保有の建築物（敷地含む）の約 50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指すとともに、災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池の導入もあわせて行います。
木質バイオマス発電・熱設備の検討	2050 年のカーボンニュートラルに向け、木質チップを利用した木質バイオマスボイラー（熱利用）や、木質バイオマス発電におけるメリット・リスク等を検討していきます。
再生可能エネルギー由来電力の導入	令和 12（2030）年までに町で調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー電力とします。

太陽光発電システム

太陽光発電は、シリコン半導体などに光が当たると電気が発生する現象を利用し、太陽の光エネルギーを太陽電池（半導体素子）により直接電気に変換する発電方法です。エネルギー源が太陽光であるため、クリーンで枯渇せず、電気代の節約になる上、災害による停電時にも利用可能です。設置容量 1kW あたりのシステム年間発電量を約 1,000kWh とし、住宅の屋根に、平均的な 4kW の発電設備を設置した場合、4,000kWh 程度の年間発電量が期待できます。一般家庭の平均年間電力消費量を 4,892kWh とすれば、一年間に必要な電力量の 82%程度をまかなえることになります。



太陽光発電協会及び環境省ホームページを基に作成

施策 2 町内への再生可能エネルギー導入・活用推進

住宅や事業所、街区における再生可能エネルギー電気・熱を自家消費するための設備（太陽光発電、ペレットボイラー等）の導入を促進するため、普及啓発、導入支援を検討します。

また、町内事業者が発電事業や熱供給事業等に参入することを支援し、併せて町外の事業者の誘致を促進します。

さらに、本町で生産された再生可能エネルギーについては、町内で利用することを前提とした上で、余ったエネルギーの利用を希望する町外企業に対して情報提供等を行い、誘致を促進します。

町の取組	内容
太陽光発電・蓄電池・太陽熱設備の導入促進	住宅用・事業所用太陽光発電設備の設置費に対する支援、蓄電池及び太陽熱設備についても普及啓発や支援策を検討することで、脱炭素と併せて災害時のレジリエンス強化を図ります。
再生可能エネルギー由来電力への切替促進	太陽光や風力等で発電された再エネ由来電力の利用拡大のため、再エネ由来電力プランに関する普及啓発を行うとともに、再エネ由来電力の共同購入事業等を検討します。
町産木材を活用した木質バイオマス利用促進	町内の事業所で製造、供給された木質チップを利用した木質バイオマスを推進するため、木質燃料ストーブの設置費に対して支援を検討します。
未利用の土地やエネルギー資源の活用検討	遊休地等のエネルギー生産場所としての利活用を促進します。また、もみ殻やおがくずの固形燃料化による住宅用ストーブや産業用ボイラーへの燃料活用を検討します。 また、県が作成している再エネ発電設備の立地制限に向けた条例を注視しつつ、町の景観を維持しながら再エネを導入できるよう、検討をしていきます。
再生可能エネルギー供給事業者等の立地促進	本町の再エネポテンシャル等について、発電事業を行う町外事業者へPRし、誘致を促進します。 また、本町で生産された再生可能エネルギーの利用を希望する町外企業の誘致を促進します。

営農型太陽光発電

営農型太陽光発電とは、一時転用許可を受け、農地に簡易的に設置が可能な支柱を立て、上部空間に太陽光発電設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う取組です。作業機械のサイズに合わせた高さ、幅の設備とすることで、下部での機械作業も可能です。作物の販売収入に加え、発電電力の自家利用等による農業経営の更なる改善が期待できます。



出典：農林水産省

基本方針 2 再生可能エネルギーの普及拡大 における主体別の取組



町民 の取組

- 太陽光発電システム、太陽熱利用システム、家庭用燃料電池、蓄電システム等の再生可能エネルギー設備を導入する。
- 電力契約を、再生可能エネルギーで作られた電気によるメニューに切り替える。
- 自動車を購入する際は、EV の購入を検討する。



事業者 の取組

- 太陽光発電システム、太陽熱利用システム、燃料電池、蓄電システム等の再生可能エネルギー設備を導入する。
- 電力契約を、再生可能エネルギーで作られた電気によるメニューに切り替える。
- 事業用自動車を購入する際は、EV の購入を検討する。

基本方針 3 総合的な地球温暖化対策

《貢献する SDGs》



省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入に限らず、脱炭素の早期実現に向け、本町における豊富な森林資源を活用した吸収源対策や、廃棄物対策等、多様な手法を用いて地球温暖化対策を推進します。

また、すでに顕在化している気候変動への影響に備える適応策を推進します。

施策 1 吸収源対策

本町における豊富な森林資源や基幹産業である農業の農地を活用し、二酸化炭素排出量の削減とあわせて二酸化炭素を吸収する取組を推進します。吸収源対策の推進にあたっては、森林の適切な整備による保全や、クレジット創出による地域への経済循環を検討し、持続可能なまちづくりを行います。

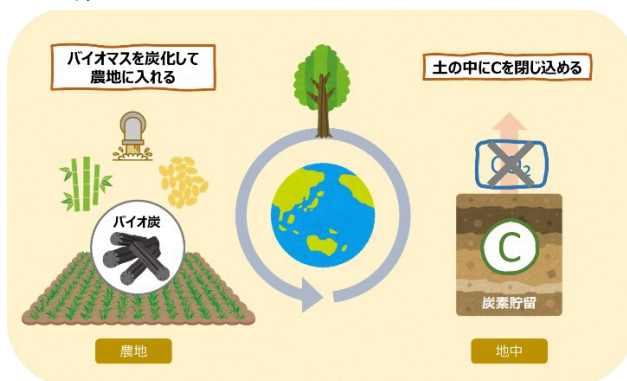
町の取組	内容
森林の整備・保全	各補助事業の活用による人工造林・下刈・除伐・間伐等を実施するとともに、三八地方森林組合が実施する森林所有者への指導に対する経費の助成及び経営計画未策定者への意向調査を実施します。 さらに、森林の適切な経営管理によりJ-クレジットの創出を検討します。
バイオ炭の普及促進	生産者が自らの営農の中で取り組むことができるバイオ炭の農地施用について、農産物の付加価値向上、クレジット化による販売収益獲得、農地の土壌改良効果等のメリットを普及啓発し、農地における炭素貯留を検討します。

「バイオ炭」ってどんなもの？

「バイオ炭」とは、木や竹、もみ殻、家畜ふん、下水汚泥などバイオマス（生物由来資源）を原料にした炭のことを指しています。難分解性の炭素成分が地中に長期間分解されずに貯留される特徴を生かして、農地や林地、公園緑地などに大量に施用または埋設し、炭素を土壌や水中に封じ込めることが可能になります。

農地にバイオ炭を施用し、炭素を土壌に固定することによる二酸化炭素の削減分を価値化して販売することで、地球温暖化対策のみならず外需の獲得にもつながります。

（バイオ炭の活用は、土壌改良効果もあることから、そのメリットよりJ-クレジットとして国から認証されました。）



農林水産省 HP を基に作成

施策 2 ごみの減量化・資源化の促進

廃棄物の発生や排出抑制の徹底を図るとともに、適正なりサイクルの促進や廃棄物の焼却処理の抑制を図るため、情報提供、普及啓発を行います。

町の取組	内容
家庭ごみ・事業ごみの削減	家庭や事業活動に伴うごみの排出削減について普及啓発を行うとともに、町の事務事業において紙やプラスチック製品の使用削減を率先して行います。
食品ロス削減の推進	本町における「食育」を通じて家庭等における食品ロス削減について普及啓発を行うとともに、県内で営業する飲食店等を対象に行われている「あおり食べきり推進オフィス・ショップ」制度や、3つの「きる」で生ごみを減らそうキャンペーンの情報提供を行います。
資源の有効活用促進	分別回収の徹底や、多様な主体へリサイクル活動の実施について働きかけます。
環境配慮型商品の普及促進	環境ラベル※の付いた商品等、環境配慮型商品の購入促進のため、普及啓発を行います。町においても、環境負荷の低減に資する物品の購入・使用を徹底して行います。

※環境ラベル：商品やサービスがどのように環境負荷低減に資するかを教えてくれるマークや目じるし。



出典：青森県

図6-4 3つの「きる」で生ごみを減らそう!キャンペーン

施策 3 基盤的施策の推進

環境学習の推進については、学校や地域、家庭、職場等の様々な場所で、再生可能エネルギー、森林資源の豊かさやそれを活かす取組について、多様な学習機会の提供に努め、合意形成、意識醸成を図るとともに、町民や来訪者に向けたエコツーリズムを展開するなど、地域資源を活かし、地域経済を活性化させる取組を進めます。他自治体や企業との連携については、本町の取組について多様な情報発信に努めていきます。

町の取組	内容
環境学習機会の提供・支援	小中学校における環境学習の推進や、町のホームページや広報紙における国等の環境学習コンテンツの情報提供を行います。
青森ごのヘグリーン・ツーリズムの展開	自然環境に係る地域の魅力を伝える「青森ごのヘグリーン・ツーリズム」を活かして、環境にかかる負荷に配慮しながら、地域の環境や文化などを学び楽しむ「エコツーリズム」を検討していきます。
他自治体・企業との連携	エネルギーや資源の地産地消を前提とした上で、町外への供給可能性を模索し、経済活性化や地域循環共生圏の確立の実現を目指します。

青森ごのヘグリーン・ツーリズム

自然とふれあいながら、田植えや野菜の収穫作業などを体験できる「グリーン・ツーリズム」
五戸町のグリーン・ツーリズムは、農業収穫体験、郷土料理体験などバラエティーに富んでいます。農業+食の安全・安心を基本に、収穫した農作物を食材と一緒に料理を楽しむのも特徴です。

青森ごのヘグリーン・ツーリズム 令和6年度体験メニュー

申込先：五戸町環境協会 TEL: 0178-62-7155 8:30~17:15(土日祝) 価格等 各 500円 ※体験参加人数への制限のある場合があります。

- たまご収穫体験**
【日時】6/19(土) 10:00~12:00
【場所】移山寮
【料金】大人3,000円(小学生以下半額)
【内容】移山寮の農場でたまごの収穫体験を行います。収穫したたまごを調理し、ランチを食べます。
- にんにく掘り取り体験**
【日時】6月下旬~7月上旬 10:00~12:00
【場所】越後沢地区
【料金】大人3,000円(小学生以下半額)
【内容】越後沢地区の農場でにんにくの収穫体験を行います。収穫したにんにくを調理し、ランチを食べます。
- 柿で湯ふくふく**
【日時】8/31(土) 9:00~11:00
【場所】倉石又重地区
【料金】大人3,000円(小学生以下半額)
【内容】倉石又重地区の農場で柿の収穫体験を行います。収穫した柿を湯でふくふくし、ランチを食べます。
- 干し柿作っちゃうぞ!**
【日時】11/3(日) 10:00~12:00
【場所】このへ郷土館
【料金】大人3,000円(小学生以下半額)
【内容】このへ郷土館で干し柿の作り方を学び、実際に干し柿を作ります。
- 完熟紅玉(みつり)もぎり体験(ファミリー参加可!)**
【日時】11/10(日) 11:00~12:00
【場所】倉石又重地区
【料金】大人3,000円(小学生以下半額)
【内容】倉石又重地区の農場で完熟紅玉の収穫体験を行います。収穫した紅玉を調理し、ランチを食べます。
- アップルパイ作り体験**
【日時】11/17(日) 10:00~12:00
【場所】カマラの家(越後沢地区)
【料金】大人3,000円(小学生以下半額)
【内容】カマラの家でアップルパイの作り方を学び、実際にアップルパイを作ります。
- こほう・長い手廻り体験**
【日時】11/23(土) 11:00~12:00
【場所】喜永小館
【料金】大人3,000円(小学生以下半額)
【内容】喜永小館でこほう・長い手廻りの作り方を学び、実際にこほう・長い手廻りを作ります。
- 手作りこんにやくと漬物作り**
【日時】12/15(日) 10:00~12:00
【場所】町立公民館
【料金】大人3,000円(小学生以下半額)
【内容】町立公民館で手作りこんにやくと漬物の作り方を学び、実際に手作りこんにやくと漬物を作ります。
- 干し柿作り体験教室**
【日時】1/19(日) 10:00~12:00
【場所】このへ郷土館
【料金】大人3,000円(小学生以下半額)
【内容】このへ郷土館で干し柿の作り方を学び、実際に干し柿を作ります。
- 蔵油を使って石けん手作り体験**
【日時】1/26(日) 10:00~12:00
【場所】おひらき館
【料金】大人3,000円(小学生以下半額)
【内容】おひらき館で蔵油を使って石けんの手作り体験を行います。

会員募集中!
日帰りメニュー、農産物をご検討の方、
何か始めたい方、一緒に農業を遊んで、
交流を楽しみませんか?

農家民泊 農家民宿で田舎体験
【料金】1泊2食 1名 8,000円(1泊2食)
【内容】農家の民宿で1泊2食の体験を行います。農家の生活や文化を学びます。

ピザ釜出し
ピザの釜出し体験を行います。窯で焼いたピザを味わえます。

出典：五戸町環境協会 HP

施策 4 気候変動への適応

地球温暖化によって起こる気候変動の影響に対応していくために、農林業、水資源、自然生態系、自然災害、健康、生活基盤（インフラ）の各分野において対策を実施するとともに、引き続き気候変動が本町にもたらす影響についてモニタリングを行います。

町の取組	内容
農林業分野の対策	農作物に悪影響を与える病害虫に関する情報の収集や対策の検討を進めます。 また、気象状況に応じて高温や排水の技術対策等について、関係機関と連携して農業者に情報提供を行います。
自然生態系分野の対策	青森県レッドデータブック（2020 年版）の普及啓発を進めます。 また、地域の生物多様性を保全するため、町民への外来生物の周知活動や、防除や捕獲に関する支援を行います。
自然災害の対策	地すべり、土砂災害警戒区域に指定された土地所有者への情報提供、洪水ハザードマップへの危険地域の掲載・研修会における説明を実施します。 また、「五戸町地域防災計画」に基づき行政備蓄品を取得し、的確に避難情報の発令等を判断ができるよう備えています。
健康への影響対策	熱中症予防に関するリーフレット等の配布や、ホームページへの掲載による普及啓発を実施します。 また、学校におけるスポーツ活動や下校時の熱中症予防対策の指針を検討します。
生活基盤における対策	豪雨や台風による断線や孤立を防ぐために、日頃からライフライン点検や整備を行うとともに、発災時の迅速なパトロールや、災害廃棄物処理を行う体制を検討します。

基本方針 3 総合的な地球温暖化対策 における主体別の取組



町民 の取組

- 森林整備のボランティア活動に参加する。
- 不用となった製品は、資源の集団回収、フリーマーケット等を活用し、再使用、再利用する。
- 買い物や外食の際は、食べきれる量を購入、注文する。
- 環境関連の講演会や講座、イベントに参加する。
- 自分の地域の洪水ハザードマップや防災拠点等を確認しておく。
- エアコンの導入や暑い日の行動抑制等、熱中症対策をする。
- 節水を行う。



事業者 の取組

- 資源とごみを分別し、適正排出を行う。
- 会議資料のペーパーレス化を図るなど、用紙類の削減を行う。
- 生産、流通、販売時のプラスチックの使用抑制、過剰な包装の抑制を行う。
- 自らが実施する地球温暖化対策について、その取組を広く周知し、町民や他の事業者への意識啓発につなげる。
- 職場において環境問題や地球温暖化問題に関心を持ち、行政が提供している環境学習教材等を利用した社員への環境教育を行う。
- 従業員の熱中症対策を行う。



第7章 計画の推進体制・進捗管理

©東京ハイジ／五戸町

7-1 推進体制

計画の推進にあたっては、国、県、他自治体、町民、事業者等の様々な主体と連携、協働を行い、一丸となって将来像の実現を目指します。

計画を着実に推進するため、図 7-1 に示すように町民、事業者、関連団体で組織する「五戸町地球温暖化対策推進協議会」を設置し、計画の進捗状況を毎年度報告、評価するとともに、結果については、町のホームページ等で公表を行い、町民、事業者等に広く周知することで、各主体の行動変容を促します。

また、進捗状況の評価結果を踏まえ、庁内横断的組織である「五戸町地球温暖化対策庁内委員会」において新たな施策や事業の拡充を検討します。

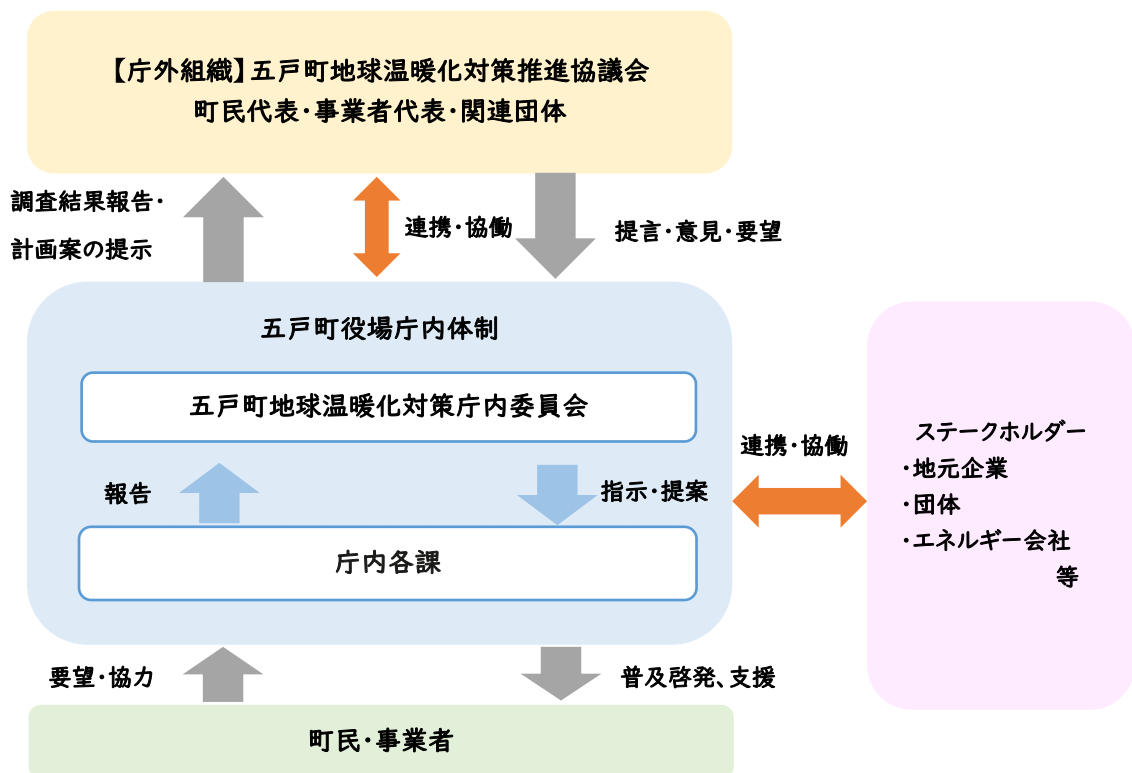


図 7-1 計画の推進体制

7-2 計画の進捗管理

計画の進捗管理にあたっては、計画（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、見直し（Action）のPDCAサイクルに基づき、毎年度区域の温室効果ガス排出量について把握するとともに、その結果を用いて計画全体の目標に対する達成状況や課題の評価を実施します。

評価結果を踏まえ、計画期間中であっても、計画の改善や見直しを継続的に図ることで、将来像やゼロカーボンシティの実現につなげます。



図 7-2 PDCA サイクル



資料編

Ⅰ 五戸町地球温暖化対策推進協議会設置について

五戸町地球温暖化対策推進協議会設置要綱

（目的）

第1条 五戸町における地球温暖化対策を推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第22条に基づく地方公共団体実行計画協議会として、五戸町地球温暖化対策推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

（構成）

- 第2条** 推進協議会は、委員10人以下をもって構成する。
- 2 委員は、法第22条第2項に規定する者のうちから町長が委嘱する。
- 3 推進協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。
- 4 会長が不在のときには、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

（委嘱期間）

- 第3条** 委員の委嘱期間は、委嘱の日から2年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任することができる。

（所管事項）

- 第4条** 推進協議会は、次の各号に掲げる事項について協議を行うものとする。
- (1) 法第21条に規定された地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定等に関すること
- (2) 法第21条に規定された地方公共団体実行計画（区域施策編）の進捗状況の管理及び評価に関すること。
- (3) 前各項に定めるもののほか、地球温暖化対策の推進に関すること

（会議）

- 第5条** 推進協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 推進協議会は、必要により議事に関係のある者の意見及び説明を聴取することができる。

（部会）

- 第6条** 推進協議会は、必要があると認めるときは、部会を設置することができる。
- 2 部会は、推進協議会委員及び関係分野に関連する分野の有識者等をもって構成することができる。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

（庶務）

第7条 推進協議会の庶務は、健康増進課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

(2) 委員名簿

順不同

	氏名(敬称略)	所属等	協議会役職
1	柏崎 正雄	五戸町自治会長連絡協議会	会長
2	三浦 雅一	五戸町商工会	副会長
3	境 寛	五戸町観光協会	
4	小原 良洋	八戸農業協同組合 営農・経済本部	
5	中田 博文	三八地方森林組合	
6	川村 義明	青森県トラック協会 三八支部	
7	大下 篤志	岩手県北自動車株式会社	
8	外崎 潤	青森銀行 五戸支店	
9	川村 美也子	ENEOS グローブエナジー(株)八戸支店	
10	角濱 朋彦	(有)角濱電気工業所	

2 五戸町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定経過

(1) 五戸町地球温暖化対策推進協議会の開催状況

開催日	審議内容
令和6年10月28日(月)	「五戸町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の策定に係る概要説明
令和6年12月10日(火)～12月17日(火)	アンケートの調査報告及び、各施策に対する意見 ※書面協議
令和6年12月20日(金)	「五戸町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(素案)について

資料編

(2) アンケート実施状況

五戸町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)住民アンケート結果

アンケート期間	令和6年10月7日(月)～10月25日(金)
調査対象	住民基本台帳から無作為抽出した18歳以上の住民1,000名
調査方法	二次元バーコードを貼付した調査票を郵送にて配布し、WEB上と紙媒体のいずれかで回収
回答数・回答率	329件・32.9%

五戸町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)事業者アンケート結果

アンケート期間	令和6年10月7日(月)～10月25日(金)
調査対象	五戸町内事業者100社
調査方法	二次元バーコードを貼付した調査票を郵送にて配布し、WEB上と紙媒体のいずれかで回収
回答数・回答率	38件・38%

(3) パブリックコメントの実施結果

実施期間	令和●年●月●日(●)～●月●日(●)
周知方法	●町のホームページ
閲覧場所	●町のホームページ、住民課窓口
結果	提出人数●人、提出件数●件

3 二酸化炭素排出量の算定方法

第4章に記載の二酸化炭素排出量の推計に係る算定方法を示します。

(1) 現状の二酸化炭素排出量の算定方法

本計画では、環境省により毎年公表されている「自治体排出量カルテ」の温室効果ガス排出量のデータを用いて現状の二酸化炭素排出量を算定しています。「自治体排出量カルテ」による二酸化炭素排出量の算定対象部門、算定方法の概要は、以下のとおりです。

自治体排出量カルテによる部門別算定方法

部門	推計方法
産業部門 (製造業)	製造業から排出される CO ₂ は、製造業の製造品出荷額等に比例すると仮定し、都道府県の製造品出荷額等当たり炭素排出量に対して、市区町村の製造品出荷額等を乗じて推計 <推計式> $\text{市区町村の CO}_2\text{排出量} = \text{都道府県の製造業炭素排出量} / \text{都道府県の製造品出荷額等} \times \text{市区町村の製造品出荷額等} \times 44 / 12$
産業部門 (建設業・鉱業)	建設業・鉱業から排出される CO ₂ は、建設業・鉱業の従業者数に比例すると仮定し、都道府県の従業者数当たり炭素排出量に対して、市区町村の従業者数を乗じて推計 <推計式> $\text{市区町村の CO}_2\text{排出量} = \text{都道府県の建設業・鉱業炭素排出量} / \text{都道府県の従業者数} \times \text{市区町村の従業者数} \times 44 / 12$
産業部門 (農林水産業)	農林水産業から排出される CO ₂ は、農林水産業の従業者数に比例すると仮定し、都道府県の従業者数当たり炭素排出量に対して、市区町村の従業者数を乗じて推計 <推計式> $\text{市区町村の CO}_2\text{排出量} = \text{都道府県の農林水産業炭素排出量} / \text{都道府県の従業者数} \times \text{市区町村の従業者数} \times 44 / 12$
業務その他部門	業務その他部門から排出される CO ₂ は、業務その他部門の従業者数に比例すると仮定し、都道府県の従業者数当たり炭素排出量に対して、市区町村の従業者数を乗じて推計 <推計式> $\text{市区町村の CO}_2\text{排出量} = \text{都道府県の業務その他部門炭素排出量} / \text{都道府県の従業者数} \times \text{市区町村の従業者数} \times 44 / 12$
家庭部門	家庭部門から排出される CO ₂ は、世帯数に比例すると仮定し、都道府県の世帯当たり炭素排出量に対して、市区町村の世帯数を乗じて推計 <推計式> $\text{市区町村の CO}_2\text{排出量} = \text{都道府県の家庭部門炭素排出量} / \text{都道府県の世帯数} \times \text{市区町村の世帯数} \times 44 / 12$
運輸部門 (自動車)	運輸部門(自動車)から排出される CO ₂ は、自動車の保有台数に比例すると仮定し、全国の保有台数当たり炭素排出量に対して、市区町村の保有台数を乗じて推計 <推計式>

	市区町村の CO ₂ 排出量＝全国の自動車車種別炭素排出量／全国の自動車車種別保有台数×市区町村の自動車車種別保有台数×44／12
一般廃棄物	一般廃棄物から排出される CO₂は、市区町村が管理している一般廃棄物焼却施設で焼却される非バイオマス起源の廃プラスチック及び合成繊維の量に対して、排出係数を乗じて推計 環境省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver4.8)」(令和4年1月)に基づき、プラスチック類比率には排出係数「2.77(t-CO₂/t)」、全国平均合成繊維比率には排出係数「2.29(t-CO₂/t)」を乗じて推計 <推計式> 市区町村の CO₂排出量＝焼却処理量×(1－水分率)×プラスチック類比率×2.77＋焼却処理量×全国平均合成繊維比率(0.028)×2.29

(2) 二酸化炭素排出量の将来推計(現状すう勢(BAU)ケース)

現状すう勢ケースにおける二酸化炭素排出量は、環境省「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)」に基づき、二酸化炭素排出量が現状年と目標年の活動量の変化率のみに比例すると仮定して推計を行いました。(BAU 排出量＝現状年排出量×目標年活動量÷現状年活動量)

なお、目標年の活動量の推計は以下に示す方法で部門別に推計し、外的要因として、電力事業者の取組による電源構成の改善を踏まえた電力の排出係数を反映しています。

部門別の活動量の推計方法

部門		推計方法
産業部門	製造業	製造品出荷額について、平成24(2012)年度から令和3(2021)年度の10年間のデータを基に、令和12(2030)年度、令和32(2050)年度の製造出荷額を予測
	建設業・鉱業	従業者数について、平成21(2009)年度から令和6(2024)年度※の16年間のデータを基に、令和12(2030)年度、令和32(2050)年度の従業者数を予測
	農林水産業	従業者数について、平成21(2009)年度から令和6(2024)年度※の16年間のデータを基に、令和12(2030)年度、令和32(2050)年度の従業者数を予測
家庭部門		世帯数について、平成24(2012)年度から令和3(2021)年度の10年間のデータを基に、令和12(2030)年度、令和32(2050)年度の世帯数を予測
業務その他部門		従業者数について、平成21(2009)年度から令和6(2024)年度※の16年間のデータを基に、令和12(2030)年度、令和32(2050)年度の従業者数を予測
運輸部門	自動車	自動車保有台数について、平成24(2012)年度から令和3(2021)年度の10年間のデータを基に、令和12(2030)年度、令和32(2050)年度の自動車保有台数を予測
廃棄物		一般廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素排出量について、平成24(2012)年度から令和3(2021)年度の10年間のデータを基に、令和12(2030)年度、令和32(2050)年度の二酸化炭素排出量を予測

※経済センサス活動調査により、5年ごとの数値更新であるため、令和6(2024)年度までは令和2(2020)年度と同数値で推移すると仮定。

4 気候変動の現在の影響・将来予測及び影響評価

(1) 現在の影響・将来予測される影響

国の気候変動影響評価報告書や県の気候変動適応計画を基に、気候変動が 21 世紀末(2100 年頃)に本町へ及ぼす影響について分野ごとに整理を行いました。

ア 農業・林業

項目	現在の影響・予測される影響
農業・林業	・水稲：低温寡照による冷害や夏季高温による胴割米の発生、及び集中豪雨による冠水、少雨による用水量不足、降雹による脱粒といった被害の頻度上昇。 ・野菜等：集中豪雨による、ほ場やハウスへの浸水等による生育不良や品質低下、及び高温・強日射による、果菜類の着果不良や障害果といった被害の頻度上昇。 ・果樹：特に夏季から秋季の気温が恒常的に高くなることにより、果実の日焼けや着色不良の発生頻度の上昇、及び発生程度の増大。 ・麦、大豆、飼料作物等：低温寡照による収量の減少や、成熟期高温による生理障害の発生頻度の上昇。 ・畜産：夏期の高温による乳用牛の乳量・乳成分の低下や肉用牛、豚及び肉用鶏の増体率の低下。畜産施設の集中豪雨による冠水や暴風による破損の増加。ウイルスを媒介する吸血昆虫に影響することによる、伝染病の発生。 ・病害虫・雑草：低温寡照によるいもち病や高温性病害虫の多発、及び発生時期変動による防除適期の逸脱。越冬する病害虫の増加や、暖地の病害虫の北上等により、相対的に病害虫の個体数が増加することによる、農作物の被害頻度上昇。既発ほ場からの種子伝搬等による、生育阻害や品質低下などの被害の頻度上昇。今後、新たに問題化する雑草の発生もあり得る。 ・農業生産基盤：台風や集中豪雨等による、農地や農業水利施設等の被災頻度の上昇、及び被災規模の拡大。 ・木材生産(人工林等)：森林病害虫(松くい虫)の被害地域の拡大。気温上昇や降雨/降雪量の変化による、人工林の成長に対する長期的な影響として、主要造林樹種における現在の優良品種が将来的に変わっていく可能性がある。 ・特用林産物(きのこ等)：原木シイタケなどの生産環境が変化することによる、収量への影響や栽培期間の変化。

イ 水環境・水資源

項目	現在の影響・予測される影響
水環境	・河川：水温の上昇による、水質への影響。
水資源	・水供給(地下水)：地下水量の減少により、地下水の水質や水位への影響、及び地盤沈下の可能性。

ウ 自然生態系

項目	現在の影響・予測される影響
陸域生態系	・高山・亜高山帯・里地・里山生態系：平均気温の上昇や暖冬少雪傾向の進行による生息域の変化、希少野生生物や在来種の増減及び特定外来生物の侵入。 ・自然林・二次林：森林病害虫の被害(松くい虫被害、ナラ枯れ被害)の被害地域の拡大。 ・野生鳥獣の影響：ニホンジカ、イノシシなど指定管理鳥獣や特定外来生物等の生息数の増加及び、生息域の拡大による生態系への影響、農林業被害及び人身被害の発生。
淡水生態系	・河川：平均気温の上昇や暖冬少雪傾向の進行による生息域の変化、希少野生生物や在来種の増減及び特定外来生物の侵入。
その他	・分布・個体群の変動：平均気温の上昇や暖冬少雪傾向の進行による生息域の変化、希少野生生物や在来種の増減及び特定外来生物の侵入。

エ 自然災害・沿岸域

項目	現在の影響・予測される影響
河川	・洪水：降雨の集中化・激甚化に伴った、洪水による浸水被害の増加。
山地	・土石流・地すべり等：豪雨等による山地災害や土砂災害の頻発、山地や斜面周辺地域の社会生活への影響。

オ 健康

項目	現在の影響・予測される影響
暑熱	・熱中症等：年平均気温の上昇による真夏日・猛暑日の増加。それに伴った熱中症による救急搬送件数の増加。
感染症	・節足動物媒介感染症：デング熱等の感染症を媒介する節足動物の生息域の北上。節足動物媒介感染症のリスクを増加させる可能性があるが、分布可能域の拡大が、直ちに疾患の発生数の増加につながるわけではないとされている。
その他	・温暖化と大気汚染の複合影響：気温の上昇による光化学オキシダント等大気汚染物質の増加。

カ 産業・経済活動

項目	現在の影響・予測される影響
エネルギー	・エネルギー需給：台風や集中豪雨等の自然災害を起因とした大規模停電の発生。
観光業	・レジャー：台風による豪雨などの自然災害が全国的に発生しており、観光客にとって安全安心な観光地が求められている。

キ 国民生活

項目	現在の影響・予測される影響
都市インフラ・ライフライン等	・水道・交通等：短時間強雨や渇水の頻度の増加、強い台風の増加等が進めば、水道インフラに影響が及ぶことが懸念。
文化・歴史等を感じる暮らし	・生物季節・伝統行事、地場産業等：台風や大雨などの増加による、文化財の損壊等の被害拡大。

(2) 五戸町における気候変動影響評価

第3章における気象状況の調査結果や国、青森県の情報を基に、本町における気候変動の影響を評価しました。本計画においては、町への影響度が「A」の項目について適応策を講じることとしました。なお、表中における記号について凡例は以下のとおりです。

【凡例】

・国の影響評価

重大性：特に重大な影響が認められる「●」、影響が認められる「◆」

緊急性、確信度：高い「●」、中程度「▲」、低い「■」

・県の影響評価：現在の影響、将来予想される影響それぞれにおいて、影響がある可能性がある「○」

・町への影響度

A：国の影響評価で重大性が●、緊急性・確信度が●であり、県の影響評価で、現在の影響、将来予測される影響、どちらかに1つでも「○」がついているもの

B：国の影響評価で重大性・緊急性・確信度のいずれかが◆、▲、■であり、県の影響評価で、現在の影響、将来予測される影響、どちらかに1つでも「○」がついているもの

C：県の評価で影響が確認されていないもの、確認されているが本町に当該地域特性がないもの

分野・項目			国の評価			青森県の評価		町への影響度
分野	大項目	小項目	重大性	緊急性	確信度	現在の影響	将来予想される影響	
農業・林業・水産業	農業	水稻	●	●	●	○	○	A
		野菜等	◆	●	▲	○	○	B
		果樹	●	●	●	○	○	A
		麦、大豆、飼料作物等	●	▲	▲	○	○	B
		畜産	●	●	▲		○	B
		病虫害・雑草等	●	●	●	○	○	A
		農業生産基盤	●	●	●	○	○	A
		食料需給	◆	▲	●			C
	林業	木材生産(人工林等)	●	●	▲	○	○	B
		特用林産物(きのこ類等)	●	●	▲		○	B
	水産業	回遊性魚介類(魚類等の生態)	●	●	▲	○		C
		増養殖業	●	●	▲	○	○	C
		沿岸域・内水面漁場環境等	●	●	▲	○	○	C
水資源・水環境	水環境	湖沼・ダム湖	●	▲	▲		○	C
		河川	◆	▲	■		○	B
		沿岸域及び閉鎖性海域	◆	▲	▲		○	C
	水資源	水供給(地表水)	●	●	●			C
		水供給(地下水)	●	▲	▲		○	B
		水需要	◆	▲	▲			C
自然生態系	陸域生態系	高山・亜高山帯	●	●	▲	○		B
		自然林・二次林	●	●	●	○	○	A
		里地・里山生態系	◆	●	■	○		B
		人工林	●	●	▲			C
		野生鳥獣の影響	●	●	■	○	○	B
		物質収支	●	▲	▲			C
	淡水生態系	湖沼	●	▲	■	○		C
		河川	●	▲	■	○		B
		湿原	●	▲	■	○		C
	沿岸生態系	亜熱帯	●	●	●			C
		温帯・亜寒帯	●	●	▲	○	○	C
	海洋生態系	海洋生態系	●	▲	■			C
	その他	生物季節	◆	●	●			C
		分布・個体群の変動	●	●	●	○		A
	生態系サービス	流域の栄養塩・懸濁物質の保持機能等	●	▲	■			C
		沿岸域の藻場生態系による水産資源の供給機能等	●	●	▲	○	○	C

		サンゴ礁によるEco-DRR 機能等	●	●	●			C
		自然生態系と関連するレクリエーション機能等	●	▲	■			C
沿岸域・自然災害・	河川	洪水	●	●	●		○	A
		内水	●	●	●			C
	沿岸	海面水位の上昇	●	▲	●			C
		高潮・高波	●	●	●	○	○	C
		海岸侵食	●	▲	●	○	○	C
	山地	土石流・地すべり等	●	●	●		○	A
	その他	強風等	●	●	▲			C
健康	冬季の温暖化	冬季死亡率等	◆	▲	▲			C
	暑熱	死亡リスク等	●	●	●			C
		熱中症等	●	●	●	○	○	A
	感染症	水系・食品媒介性感染症	◆	▲	▲			C
		節足動物媒介感染症	●	●	▲	○	○	B
		その他の感染症	◆	■	■			C
	その他	温暖化と大気汚染の複合影響	◆	▲	▲		○	B
		脆弱性が高い集団への影響(高齢者・小児・基礎疾患有病者等)	●	●	▲			C
		その他の健康影響	◆	▲	▲			C
産業・経済活動	製造業	—	◆	■	■			C
	食品製造業	—	●	▲	▲			C
	エネルギー	エネルギー需給	◆	■	▲	○		B
	商業	—	◆	■	■			C
	小売業	—	◆	▲	▲			C
	金融・保険	—	●	▲	▲			C
	観光業	レジャー	◆	▲	●	○		B
	自然資源を活用したレジャー業	—	●	▲	●			C
	建設業	—	●	●	■			C
	医療	—	◆	▲	■			C
	その他	海外影響	◆	■	▲			C
国民生活・都市生活	都市インフラ・ライフライン等	水道・交通等	●	●	●	○	○	A
	文化・歴史等を感じる暮らし	生物季節・伝統行事、地場産業等	◆	●	●	○	○	B
	その他	暑熱による生活への影響等	●	●	●			C

5 用語集

あ 行

●アメダス

「Automated Meteorological Data Acquisition System」の略称で、「地域気象観測システム」を指す。雨、風、雪等の気象状況を自動的に監視・観測している。

●一酸化二窒素(N_2O)

数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。二酸化炭素(CO_2)やメタン(CH_4)といった他の温室効果ガスと比べて大気中の濃度は低いが、温室効果は二酸化炭素の265倍。燃料の燃焼、工業プロセス等が排出源となっている。

●ウォームビズ

地球温暖化対策活動の一環として、過度な暖房に頼ることなく、 20°C 以下の室温でも重ね着やひざ掛けの利用等により冬を快適に過ごすライフスタイルのこと。

●営農型太陽光発電

農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立て、上部空間に太陽光発電設備を設置し、営農を継続しながら発電を行うこと。作物の販売収入に加え、発電電力の自家利用等による農業経営の更なる改善が期待される。

●エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化等、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指す仕組み。

●エコドライブ

温室効果ガスや大気汚染の原因物質の排出を減らすために環境に配慮した運転を行うこと。穏やかにアクセルを踏んで発進する、加速・減速の少ない運転、無駄なアイドリングをしない、燃費を把握すること等が挙げられる。

●温室効果ガス

赤外線を吸収及び再放射する性質のある気体。地表面から放射される赤外線の一部を吸収して

大気を暖め、また熱の一部を地表に向けて放射することで、地球を温室のように暖める。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素(CO_2)、メタン(CH_4)、一酸化二窒素(N_2O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六フッ化硫黄(SF_6)、三フッ化窒素(NF_3)の7種類を温室効果ガスと定め削減対象としている。

●オンデマンド交通

既定の経路や時刻表がなく、アプリや電話で予約をする事で近くの乗車場所で乗車ができる予約型の交通機関。

か 行

●カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。「排出を全体としてゼロ」にすることを目指しており、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理等による「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味する。

●渇水

河川の管理を行うに当たり、降雨が少ないこと等により河川の流量が減少し、河川からの取水を平常どおり継続するとダムの貯水が枯渇すると想定される場合等に取水量を減ずる、いわゆる「取水制限」を行うなど、利水者が平常時と同様の取水を行うことができない状態。

●活動量

一定期間における生産量、使用量、焼却量等、排出活動の規模を表す指標のこと。地球温暖化対策の推進に関する施行令(平成11年政令第143号)第3条第1項に基づき、活動量の指標が定められている。具体的には、燃料の使用に伴う CO_2 の排出量を算定する場合、ガソリン等の燃料使用量[L等]が活動量になり、一般廃棄物の焼却に伴う CO_2 の排出量を算定する場合は、例えばプラスチックごみ焼却量[t]が活動量になる。

●家庭エコ診断

効果的に二酸化炭素排出量の削減・抑制を推進していくために、地球温暖化や省エネ家電等に関する幅広い知識を持った診断士が、各家庭のライフスタイルや地域特性に応じたきめ細かい診断・アドバイスを行うこと。

●環境配慮型商品

環境に配慮あるいは環境保全に貢献している製品のこと。

●環境ラベル

製品やサービス等の環境的側面を購入者に伝える文言やシンボル、図形、図表等のこと。

●気候変動適応法

政府による気候変動適応計画の策定、環境大臣による気候変動影響評価の実施、国立研究開発法人国立環境研究所による気候変動への適応を推進するための業務の実施、地域気候変動適応センターによる気候変動への適応に関する情報の収集および提供等の措置を実施することが定められている。

●クールビズ

地球温暖化対策活動の一環として、過度な冷房に頼ることなく、室温を 28℃に管理する、執務中の軽装等様々な工夫をして夏を快適に過ごすライフスタイルのこと。

●コージェネレーション

天然ガス、石油、LP ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステム。現在主流となっているのは、「熱電併給システム」と呼ばれるもので、まず発電装置を使って電気をつくり、次に発電時に排出される熱を回収して、給湯や暖房等に利用している。

●高性能ボイラー

二酸化炭素の排出量削減とバーナーの蓄熱を利用することができ、省エネができるボイラーのこと。

●国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21)

平成 27(2015)年 11 月 30 日から 12 月 13

日まで、フランス・パリにおいて開催された地球温暖化対策を講じるための会議であり、協議を重ねた結果新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択された。

●コミュニティバス

行政が中心となって、既存の路線以外のバスを必要としている地域に走らせるバスのこと。

●コンパクトシティ

住まい・交通・公共サービス・商業施設等の生活機能をコンパクトに集約し、効率化した都市。又は、その政策のことをいう。

さ 行

●再生可能エネルギー

石油等の化石エネルギーのように枯渇する心配がなく、温室効果ガスを排出しないエネルギー。太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス等がある。

●産業革命

18 世紀半ばから 19 世紀にかけて起こった、生産活動の中心が「農業」から「工業」へ移ったことで生じた社会の大きな変化のこと。

●三フッ化窒素 (NF₃)

常温常圧では無色、無臭の気体。有害で、助燃性がある。二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、クロロフルオロカーボン (CFC) 等とともに温室効果ガスの一つ。温室効果の強さは二酸化炭素を 1 とすると、三フッ化窒素では約 16,100 倍。

●次世代自動車

「ハイブリッド」「電気自動車」「燃料電池車」「天然ガス自動車」の 4 種類を指しており、環境に考慮し、二酸化炭素の排出を抑えた設計の自動車のこと。

●自治体排出量カルテ

環境省が作成した全国の自治体の二酸化炭素排出量や再生可能エネルギーの導入状況等をまとめたデータ。

●修正特化係数

地域の特定の産業の相対的な集積度を見る係数。1 以上であれば全国平均より高いことを意味する。

●省エネ診断

省エネの専門家がビルや工場等の電力、燃料や熱等「エネルギー全般」について幅広く診断するもの。省エネの取組について、その結果を診断報告書として提出する。

●省エネルギー

石油や石炭、天然ガス等、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと。

●スマート農業

ロボット技術や ICT（情報通信技術）を活用して、超省力・高品質生産を実現する新たな農業のこと。

●ゼロカーボンシティ

2050 年に二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを旨とする首長が公表した地方自治体のこと。

た 行

●脱炭素経営

気候変動対策（脱炭素）の視点を織り込んだ企業経営のこと。

●脱炭素社会

実質的に二酸化炭素の排出量がゼロとなり、脱炭素が実現できている社会のこと。

●地球温暖化対策計画

地球温暖化対策推進法第 8 条に基づき、政府が地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する計画のこと。「パリ協定」や「日本の約束草案」を踏まえて策定された。

●地球温暖化対策推進法

地球温暖化対策の推進に関し、社会経済活動等による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする法律。

●地中熱

浅い地盤中に存在する低温の熱エネルギーのこと。大気と地中の温度差を利用して効率的な冷暖房等を行うことが可能となる。

●地熱発電

地中深くから取り出した高温蒸気や熱水を利用した発電方法で、火山地帯に多く、活動できるエリアが限られる。

●中小水力発電

水の力を利用して発電する水力発電のうち中小規模のもの。出力 10,000kW～30,000kW 以下を「中小水力発電」と呼ぶことが多い。

●デコ活

二酸化炭素を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた言葉。2050 年カーボンニュートラル及び 2030 年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための国民運動。

●デマンド型交通

予約する利用者に応じて運行する時刻や経路が変わる交通方式のこと。

●電力排出係数

電気事業者が電力を発電するために排出した二酸化炭素の量を推し測る指標。排出量が少ないほど排出係数は低くなる。

な 行

●難分解性

環境中において化学物質が生物的又は非生物的に容易に分解されないこと、又はその性質。環境中に放出された難分解性の化学物質は分解されずに環境中に残留し、人の健康や生物に影響を及ぼす場合がある。

は 行

●パーフルオロカーボン（PFC）

フッ素と炭素だけからなる、オゾン層を破壊しないフロン。温室効果ガスの一つで、温室効果の強さは二酸化炭素を 1 とすると、約 6,630 倍。

●バイオ炭

生物資源を材料とした、生物の活性化及び環境の改善に効果のある炭化物のこと。

農地や林地、公園緑地等に大量に施用又は埋設することによって、安定度の高い炭素を長期間土壌や水中に封じ込めることが可能となり、地球温暖化対策としても活用が期待されている。

●バイオマス

生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。

●バイオマス発電

木材や植物残さ等のバイオマス (再生可能な生物資源) を原料として発電を行う技術のこと。

●バイオマスボイラー

木屑や紙屑、廃タイヤ等の産業廃棄物を燃料とし、水蒸気及び温水等を生成する熱源機器のこと。

●ハイドロフルオロカーボン (HFC)

フッ素と炭素等の化合物で、オゾン層を破壊しないフロン。冷媒や発泡剤等に使用されている。

●ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路等の防災関係施設の位置等を表示した地図のこと。

●パリ協定

温室効果ガス削減等について、すべての国が参加する公平かつ実効的な枠組みとして平成 27 (2015) 年 12 月に気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) で採択された。発効に必要な要件を満たしたことで、平成 28 (2016) 年 11 月 4 日に発効された。

●ヒートアイランド

緑地が減ったり、アスファルト等に覆われた地面が増えたりすることで、都市の気温が周囲よりも高くなる現象のこと。気温の分布図を描くと、高温域が都市を中心に島のような形状に分布することから、このように呼ばれるようになった。

●ペレットボイラー

間伐材等を粉砕して作られた「木質ペレット」を直接燃焼させることにより、温水、温風等を使用目的に応じて取り出すことができる熱交換器。

●ポテンシャル

「可能性」という意味。再生可能エネルギーの導入ポテンシャルの場合、全資源エネルギー量から「現在の技術水準では利用が困難なものと種々の制約要因 (土地用途、法令、施工等) を満たさないもの」を除いたもの。

ま 行

●メタン (CH₄)

天然ガスの主成分で、常温では気体であり、よく燃える。温室効果ガスの一つ。湿地や水田から、あるいは家畜及び天然ガスの生産やバイオマス燃焼等、その放出源は多岐にわたる。温室効果の強さは二酸化炭素を 1 とすると、約 28 倍。

ら 行

●ライフライン

日常生活に必須な社会インフラのこと。元々の英語 (lifeline) の意味は「命綱」だが、日本では、電気・ガス・水道 (上水道、下水道) 等の公共公益設備、電話やインターネット等の通信設備、人の移動手段である鉄道・バス等の輸送 (交通) システム等、生活や生命の維持に必要なものが該当する。

●レジリエンス

「回復力、復元力、弾力性」といった意味の単語で、災害時においては、災害の影響を適時にかつ効果的に防護・吸収し、対応するとともに、しなやかに回復する能力のことを指す。

●六フッ化硫黄 (SF₆)

無色無臭の気体。温室効果ガスの一つとして位置付けられ、温室効果の強さは二酸化炭素を 1 とすると、約 23,500 倍。

●AI(エーアイ)

「Artificial Intelligence (アーティフィシャル・インテリジェンス)」を略した言葉で、日本語では「人工知能」を意味する。AI は一般的に、人間の言葉の理解や認識、推論等の知的行動をコンピュータに行わせる技術を指す。

●BAU(ビーエーユー、現状すう勢ケース)

「Business As Usual」の略。今後、削減対策を行わない場合の将来の温室効果ガス排出量であり、現状年度の排出量を元に、将来の人口や製造品出荷額の予測等の指標から算定する方法。

●COP(コップ)

「Conference of the Parties (締約国会議)」の略で、多くの国際条約で加盟国の最高決定機関として設置されている。

●EMS(エネルギーマネジメントシステム)

工場やビル等の施設におけるエネルギー使用状況を把握した上で、最適なエネルギー利用を実現するための活動を支援するためのシステム。

●EV(イーバイ)

「Electric Vehicle (電気自動車)」の略称で、自宅や充電スタンド等で車載バッテリーに充電を行い、モーターを動力として走行する自動車。エンジンを使用しないため、走行中に二酸化炭素を排出しない。

●FCV(エフシーバイ)

「Fuel Cell Vehicle (燃料電池車)」の略称で、水素を燃料とし、走行時に二酸化炭素を排出しない自動車。

●FEMS(フェムス)

「Factory Energy Management System (ファクトリーエネルギーマネジメントシステム)」の略称。工場を対象として、受配電設備・生産設備のエネルギー管理、使用状況の把握、機器の制御を可能とする管理システム。

●FIT(フィット)

「Feed-in Tariff」の略で、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を指し、再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度。

●FM率(Forest Management 率、森林経営率)

「森林経営」に該当する森林の面積の割合のこと。

●GX(ジーエックス)

「Green Transformation (グリーントランスフォーメーション)」の略称で、温室効果ガスを発生させる化石燃料から太陽光発電、風力発電等のクリーンエネルギー中心へと転換し、経済社会システム全体を変革しようとする取組。

●ICT(アイシーティー)

「Information and Communication Technology」の略称で、日本語では「情報通信技術」と訳される。デジタル化された情報の通信技術であり、インターネット等を経由して人と人をつなぐ役割を果たしている。

●IoT(アイオーティー)

「Internet of Things」の略称で、あらゆるモノをインターネット(あるいはネットワーク)に接続する技術のこと。

●IPCC(アイピーシーシー)

「Intergovernmental Panel on Climate Change (気候変動に関する政府間パネル)」の略称で、各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることを目的とし、世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)によって設立された政府間組織。

●J-クレジット

省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素等の排出削減量や、適切な森林管理による二酸化炭素等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。

●PDCA(ピーディーシーエー) サイクル

Plan(計画)、Do(実行)、Check(測定・評価)、Action(対策・改善)の仮説・検証型プロセスを

循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念。

●PHV(ピーエイチブイ)

「Plug-in Hybrid Vehicle(プラグインハイブリッド自動車)」の略称で、エンジンとモーターの2つの動力を搭載しており、モーター走行時は二酸化炭素を排出しない自動車。

●RCP8.5 シナリオ

化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入せずに気候変動が進行した場合の想定のこと。

●REPOS(リーポス、再生可能エネルギー情報提供システム)

わが国の再生可能エネルギーの導入促進を支援することを目的として2020年に開設したポータルサイト。

●SDGs(エスディーゼーズ)

平成27(2015)年9月の国連総会において、持続可能な開発目標として採択され、「世界を変えるための17の目標」で構成されている。環境面においては、エネルギー、気候変動、生態系・森林等に関するゴール(目標)が定められ、平成29(2017)

年3月には、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構により、自治体がSDGsに取り組むためのガイドラインが策定されている。

●ZEB(ゼブ)

「Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)」の略称で、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間のエネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のこと。

●ZEH(ゼッチ)

「Net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)」の略称で、快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備により省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味(ネット)で概ねゼロ以下となる住宅のこと。

●ZEV(ゼブ)

「Zero Emission Vehicle(ゼロ・エミッション・ビークル)」の略称で、排出ガスを一切出さない電気自動車や燃料電池車等を指す。

ごのへ まち 五戸町



©東京ハイジ／五戸町

ごのへの未来を共に創る、脱炭素で広がる新しい郷のかたち

五戸町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

編集・発行 五戸町 健康増進課
〒039-1513
青森県三戸郡五戸町字古館 21-1
TEL 0178-62-2111
Eメール hokeneisei@town.gonohe.aomori.jp
発行 令和7(2025)年 3月
